

第7章 防災指針

7-1 防災指針の検討

(1) 防災指針とは

気候変動の影響により、近年、全国各地で自然災害による被害が発生しています。頻発・激甚化する自然災害に対応するためには、堤防や下水道などのハード整備とともに、想定される災害リスクを分析し、まちづくりにおいて総合的な防災・減災対策を講じていくことが重要です。

このような背景により、令和2年に、都市再生特別措置法が一部改正され、立地適正化計画に「防災指針」を定めることが必要となりました。

都市計画運用指針において、「防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、当該指針に基づく具体的な取組と併せて立地適正化計画に定めるもの」と記載されています。

(2) 本市における防災指針の考え方

様々な災害のうち、洪水、雨水出水、津波、高潮による浸水エリアは広範囲に及び、既に市街地が形成されていることも多いことから、この範囲を居住誘導区域から全て除くことは現実的に困難です。また、地震については、影響の範囲や程度を即地的に定め、居住誘導区域から除外を行うことに限界もあります。

このため、居住誘導区域における災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるため、必要な防災・減災対策を計画的に実施していくことが求められています。

こうした背景から、現行の居住誘導区域において、市内で想定されている各種災害のハザード情報と、避難所・要配慮者施設や建物分布（階数・構造）、市民の生活を支える生活支援施設を重ね合わせ、災害リスクの高いエリアの抽出と課題を整理する「災害リスクの分析」を行います。

これを踏まえ、都市の防災に関する機能の確保のため、防災に関する方針を定めるとともに、この方針に基づく具体的な施策（取組）を位置づけることとします。

(3) 対象とするハザード

災害リスクの分析の対象とするハザード情報は、法改正の趣旨を踏まえて土砂災害、洪水災害、高潮災害、南海トラフ地震に伴う津波災害を対象とし、地震に伴う液状化などは対象外とします。

第7章 防災指針

ハザードの種類	ハザード情報	概要	出典
土砂災害	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域	愛知県 (令和7年3月時点)
	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域	
	急傾斜地崩壊危険区域	崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上の土地）で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に被害のおそれのあるもの、これに隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊が助長・誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為制限の必要がある土地の区域	
津波災害	津波浸水想定区域	愛知県への影響が大きいと想定される地震ケース（複数）で発生する津波を想定し、浸水シミュレーションの結果より最大となる浸水域・浸水深を抽出し、表示	半田市ハザードマップ (令和4年時点)
洪水災害	洪水浸水想定区域（計画規模）	計画規模降雨により浸水が想定される区域、浸水した場合に想定される水深を表示	愛知県 HP 稗田川流域 (令和6年10月15日公表) 阿久比川・十ヶ川流域 (令和6年10月15日公表) 神戸川流域 (令和6年10月15日公表) 石川流域 (令和6年10月15日公表) 須賀川流域 (令和6年10月15日公表)
	洪水浸水想定区域（想定最大規模）	想定最大規模の降雨により浸水が想定される区域、浸水した場合に想定される水深を表示	
	家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）	想定最大規模の降雨に伴い河川が氾濫した場合の氾濫流により、家屋等の流出、倒壊のおそれがある範囲を表示 ※半田市内に想定区域はありません	
	家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）	想定最大規模の降雨に伴い河川が氾濫した場合の河川の河岸浸食により、家屋等の流出、倒壊のおそれがある範囲を表示	
高潮災害	高潮浸水想定区域	想定し得る最大規模の高潮として、昭和9年の室戸台風級の台風が、上陸時の気圧を保持したまま、昭和34年の伊勢湾台風級の移動速度で潮位偏差が最大となる経路を複数想定し、浸水シミュレーションを行い、その結果から最大となる浸水域・浸水深を抽出し表示	半田市ハザードマップ (令和4年時点)
その他	ため池浸水想定区域	満水状態の池が地震や大雨によって決壊し、全ての貯水量が流出した状況を想定	半田市 HP (令和5年12月25日時点)
	大規模盛土造成地	谷や沢を埋めた造成宅地又は傾斜地盤上に腹付けした大規模な造成宅地は、地震による滑動崩落の発生が懸念されることから、過去地形図と平成28年の地形図を重ね合わせ、大規模盛土造成地のおおむねの位置を表示 ※直ちに災害ハザードとなるものではありません	
	液状化危険度	愛知県が調査した東海地震・東南海地震・南海地震等による被害想定から、半田市分を抽出したもの。「過去地震最大モデル」と「理論上最大想定モデル」の2種類のモデルで想定。半田市では、臨海部において液状化危険度が高い	

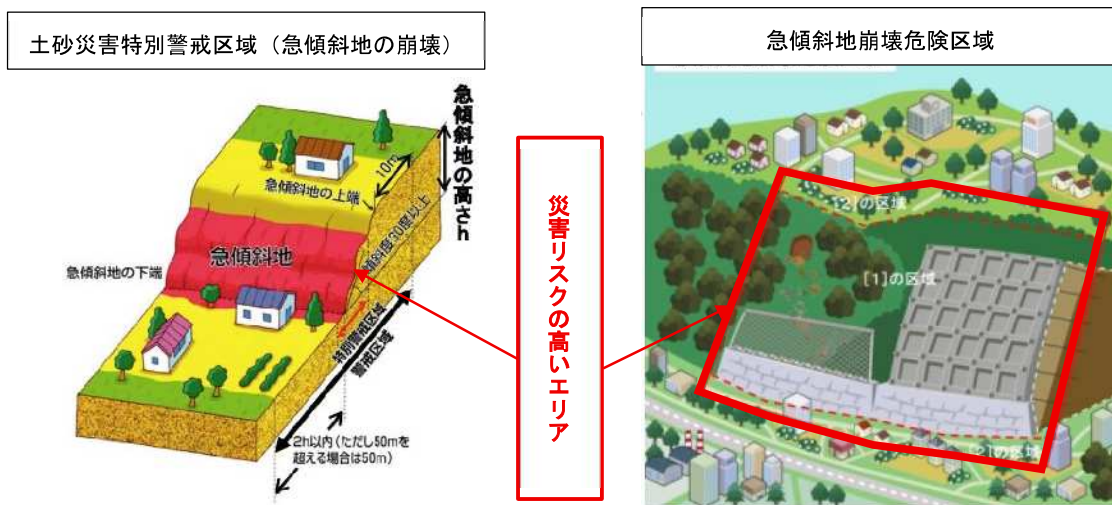
7-2 災害リスクの分析

(1) 災害リスクの高いエリアの抽出

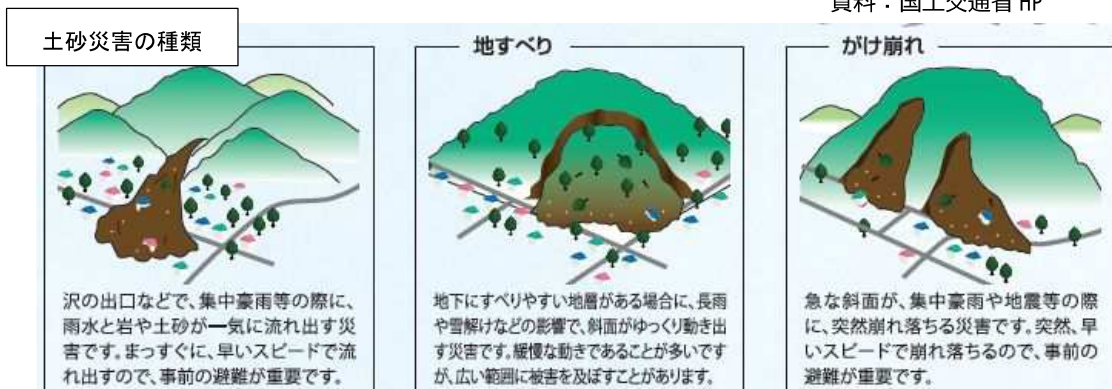
災害リスクを分析するにあたり、各種災害のハザードについて、以下の抽出方法により災害リスクの高いエリアとその他の災害リスクエリアの分析を行います。

ハザードの種類	災害リスクの高いエリア	その他の災害リスクエリア
土砂災害	土砂災害特別警戒区域 急傾斜地崩壊危険区域	土砂災害警戒区域
津波災害	浸水深 2.0m以上 ・建物全壊となる割合が大幅に増加	浸水深 0.5m以上 2.0m未満 ・建物全壊となる割合が大幅に低下
洪水災害	浸水深 3.0m以上 ・2階建でも浸水し、屋内安全確保(垂直避難)では命を守り切れないおそれ 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食)	浸水深 0.5m以上 3.0m未満 ・0.5m未満は床下浸水、0.5m以上は床上浸水のおそれがあり、1階建では屋内安全確保(垂直避難)では命を守り切れないおそれ
高潮災害	浸水深 3.0m以上 ・2階建でも浸水し、屋内安全確保(垂直避難)では命を守り切れないおそれ	

●土砂災害(土砂災害特別警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域)

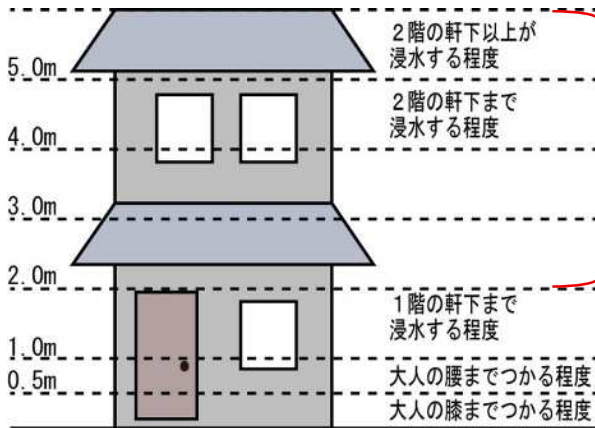


資料：国土交通省 HP

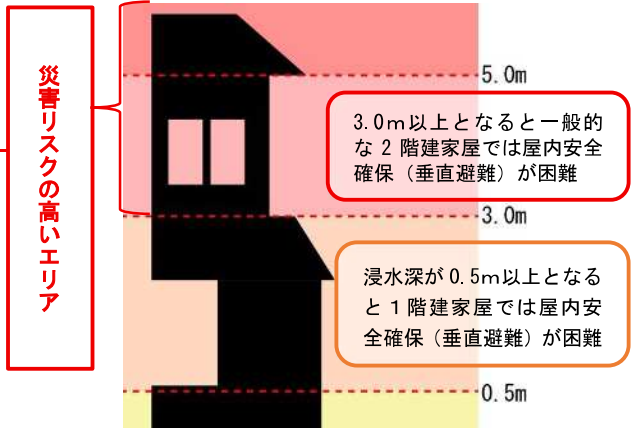


資料：愛知県 HP

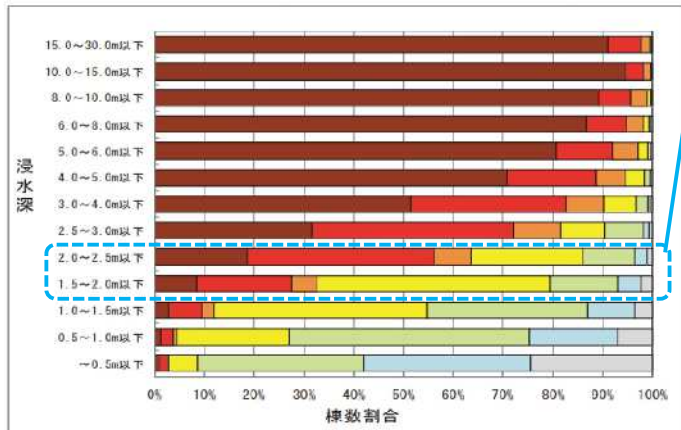
●津波災害（浸水深 2.0m以上）



●洪水・高潮災害（浸水深 3.0m以上）



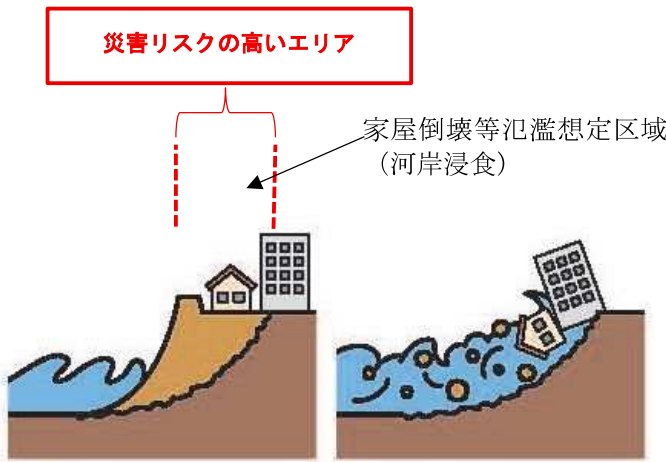
●津波浸水深に対する建物被害の割合



浸水深約 2.0m で被災状況に大きな差がある

資料：「津波被災市街地復興手法検討調査（とりまとめ）」（平成 24 年 4 月 国土交通省都市局）

●洪水災害（家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食））



家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていると、
地面が削られ家屋は建物ごと崩壊するおそれがあります

(2) 災害リスクの分析の視点

災害リスクを分析するにあたり、都市づくりの目標のひとつである「安心して、安全に暮らし続けられる住環境の確保」において、災害発生時の避難への影響や市民生活への影響に着目し、各種災害のハザードと都市情報（避難所、要配慮者施設、都市機能増進施設（うち生活支援施設）及び建物階数、構造）の重ね合わせにより以下の分析を行います。

A 避難所・要配慮者施設の立地

- ・避難所・要配慮者施設は、災害時に安全性が確保できているか

B 垂直避難などの対応

- ・建物階数、構造から、災害の発生時の垂直避難などの対応ができるか

C 生活支援施設の立地

- ・生活支援施設は、災害の発生で長期使用不可となる可能性があるか

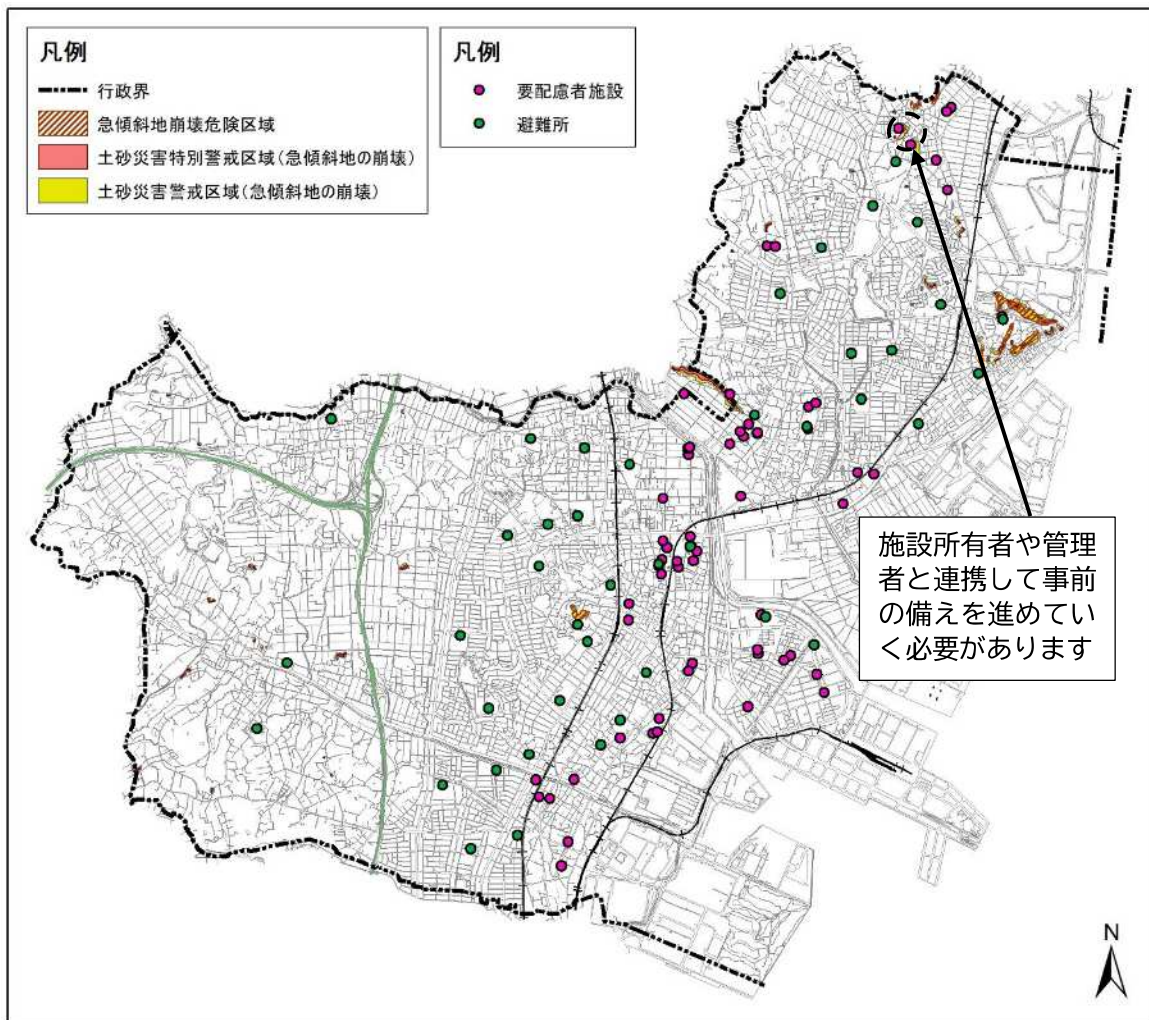
(3)災害リスクの分析 (A 避難所・要配慮者施設の立地)

災害が発生した際に避難所や要配慮者施設の立地について分析を行います。

①土砂災害

避難所は、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域にはありません。

要配慮者施設は、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域に2施設立地しています。これらの施設では半田市地域防災計画に基づき、避難確保計画の作成、避難訓練の実施等について、施設所有者や管理者と連携して事前の備えを進めていく必要があります。

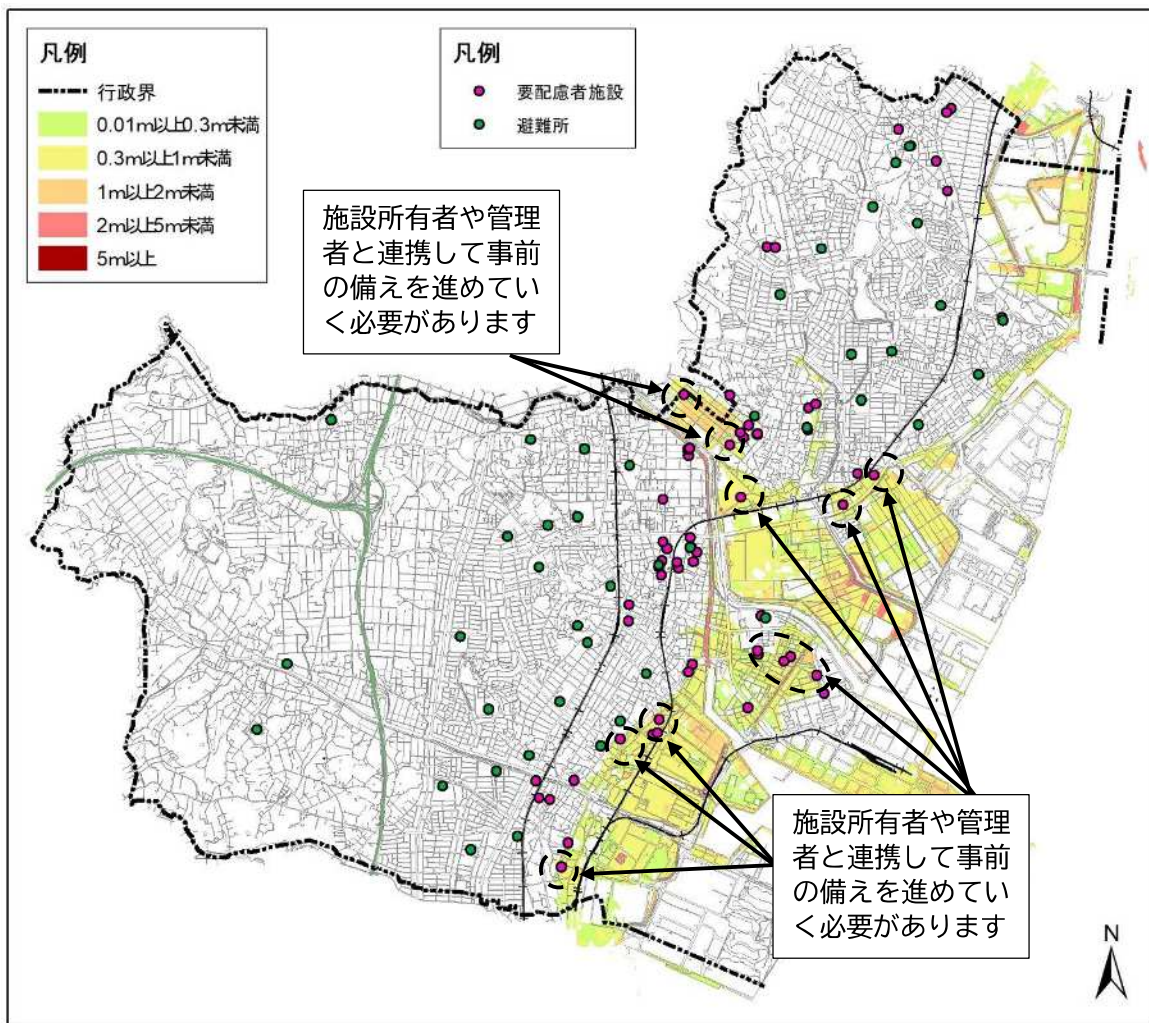


※ 避難所のうち、土砂災害警戒区域内にある有脇小学校は土砂災害時には使用しない。亀崎小学校は敷地の一部が土砂災害警戒区域に入っている。土砂災害時には、避難所の開設状況を市ホームページなどで確認の上、他の避難所へ避難が必要

②津波災害

津波浸水想定区域内には、避難所はありません。なお、本市では、津波発生時における緊急避難場所を予め指定し、市民が避難する場所を確保しています。

要配慮者施設は19施設が存在していますが、浸水深2.0m以上の区域には存在しません。これらの施設では半田市地域防災計画に基づき、避難確保計画の作成、避難訓練の実施等について、施設所有者や管理者と連携して事前の備えを進めていく必要があります。



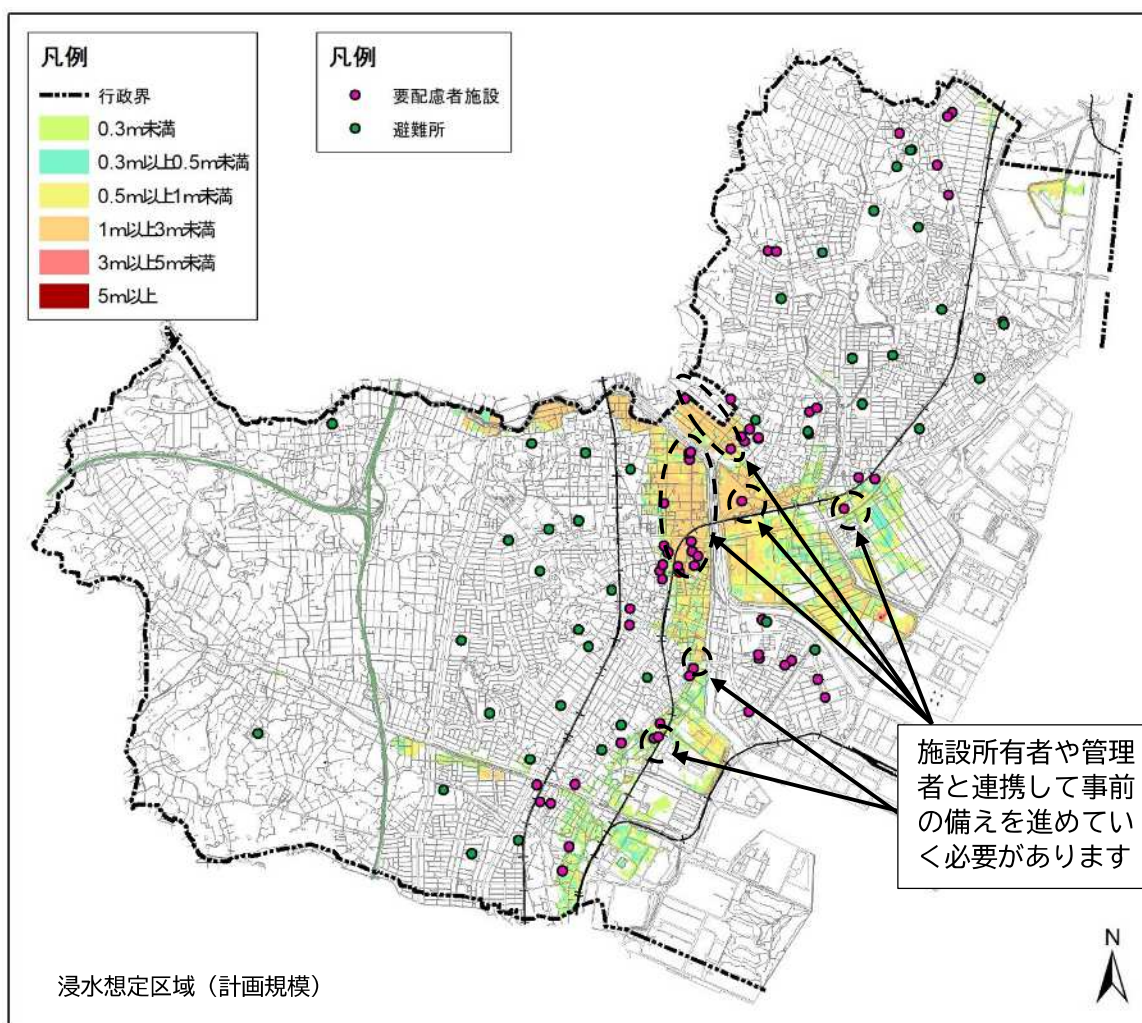
※ 避難所のうち、津波浸水想定区域内にある瑞穂記念館は津波災害時には使用しない。津波災害時には、避難所の開設状況を市ホームページなどで確認の上、他の避難所へ避難が必要

③洪水災害

【洪水浸水想定区域（計画規模）】

洪水浸水想定区域（計画規模）内には避難所はありません。

要配慮者施設は 28 施設存在しています。このうち、浸水深 0.5m以上 3.0m未満の区域には要配慮者施設が 18 施設存在しています。これらの施設では半田市地域防災計画に基づき、避難確保計画の作成、避難訓練の実施等について、施設所有者や管理者と連携して事前の備えを進めていく必要があります。



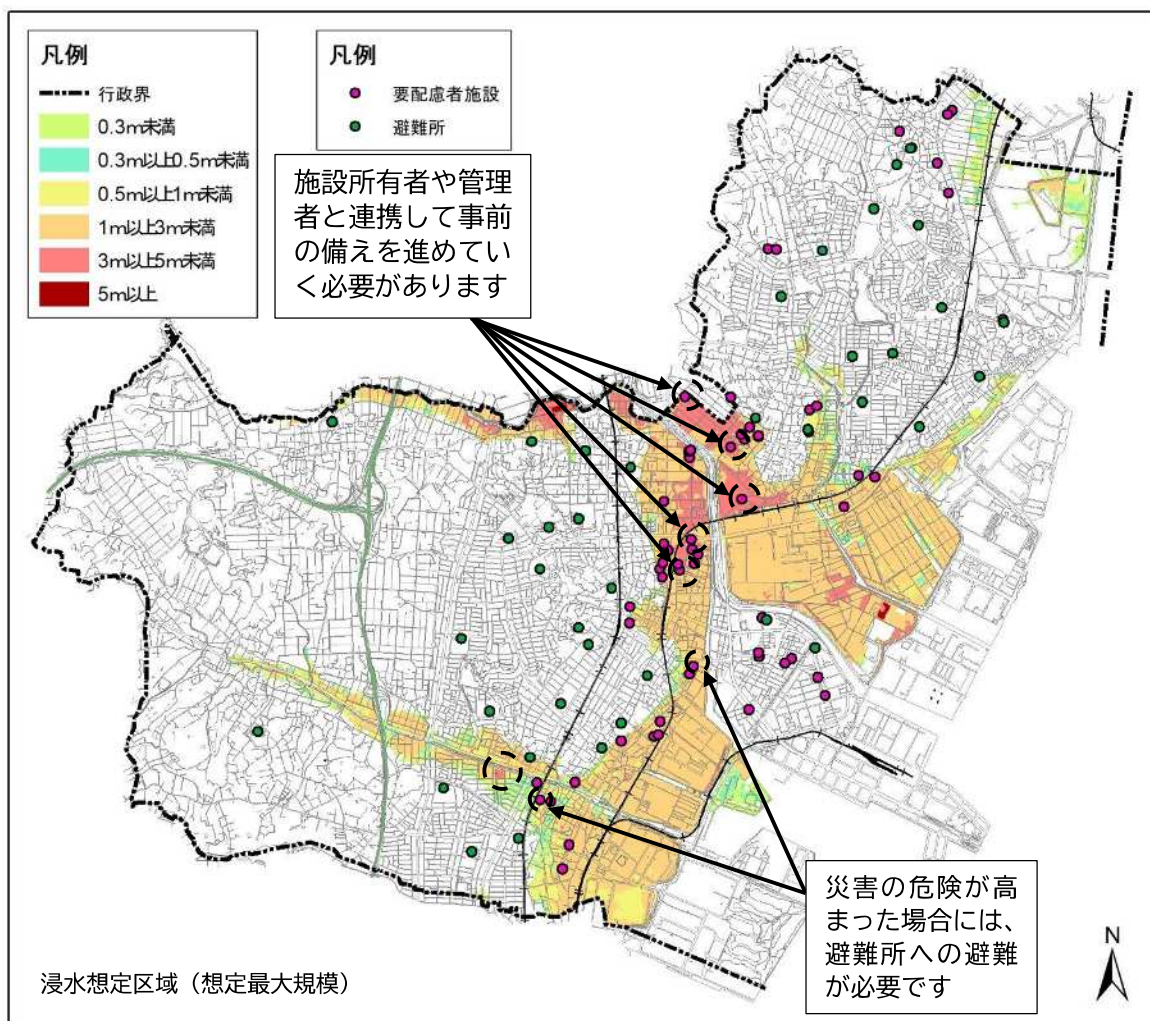
※ 避難所のうち、洪水浸水想定区域内にある半田小学校、板山公民館、青山記念武道館、住吉公民館は洪水災害時には使用しない。洪水災害時には、避難所の開設状況を市ホームページなどで確認の上、他の避難所へ避難が必要

③洪水災害

【洪水浸水想定区域（想定最大規模）】

洪水浸水想定区域（想定最大規模）内には避難所はありません。

要配慮者施設は44施設存在しています。このうち、浸水深3.0m以上の区域には要配慮者施設が6施設、浸水深0.5m以上3.0m未満の区域には36施設存在しています。これらの施設では半田市地域防災計画に基づき、避難確保計画の作成、避難訓練の実施等について、施設所有者や管理者と連携して事前の備えを進めていく必要があります。また、浸水深0.5m以上3.0m未満の区域にある要配慮者施設では2階以上の避難が必要ですが、2施設は1階のため、避難所への避難が必要です。



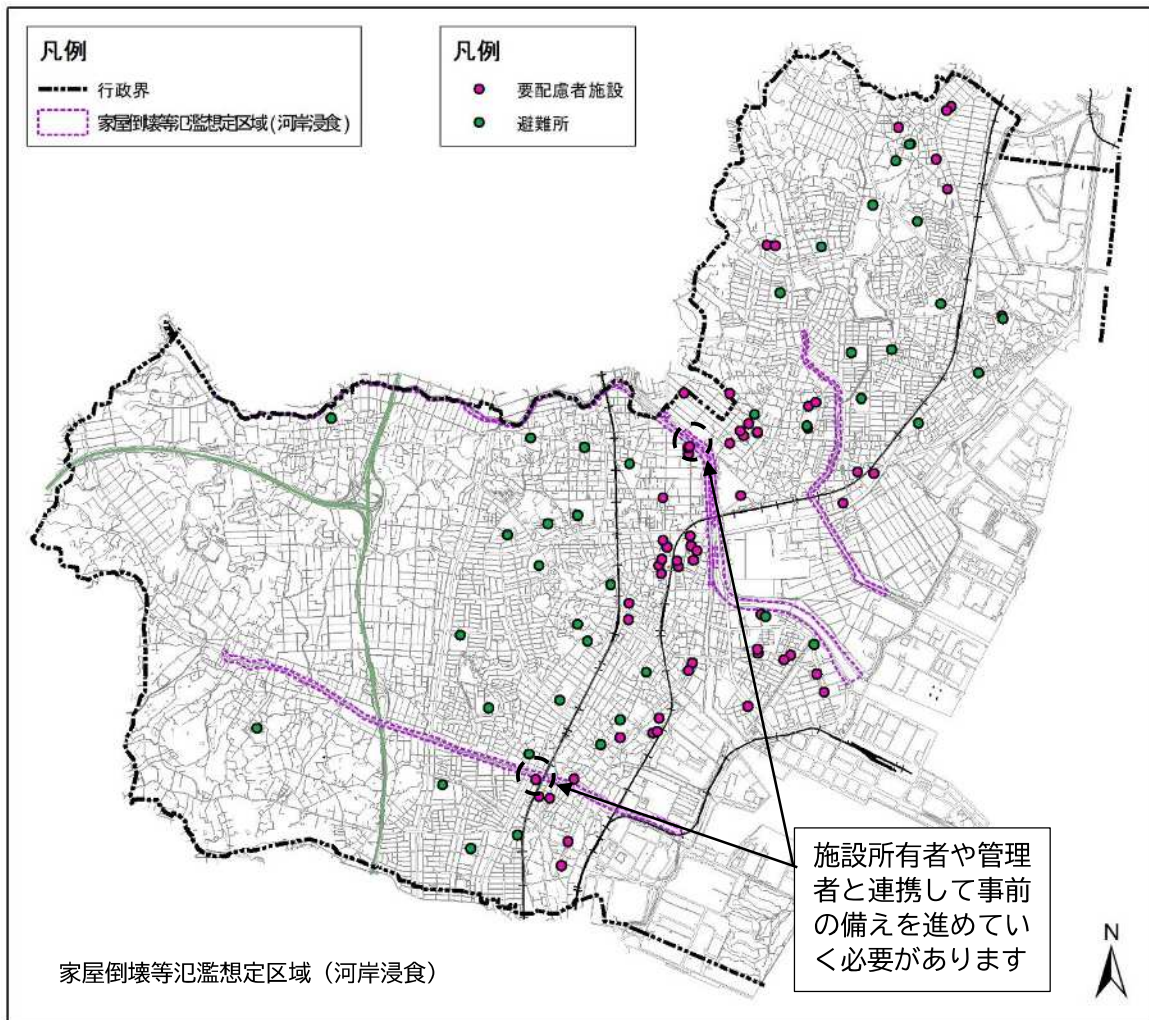
※ 避難所のうち、洪水浸水想定区域内にある半田小学校、板山公民館、青山記念武道館、住吉公民館は洪水災害時には使用しない。洪水災害時には、避難所の開設状況を市ホームページなどで確認の上、他の避難所へ避難が必要

③洪水災害

【家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）】

家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）内には避難所はありません。

要配慮者施設は2施設立地しています。これらの施設では半田市地域防災計画に基づき、避難確保計画の作成、避難訓練の実施等について、施設所有者や管理者と連携して事前の備えを進めていく必要があります。

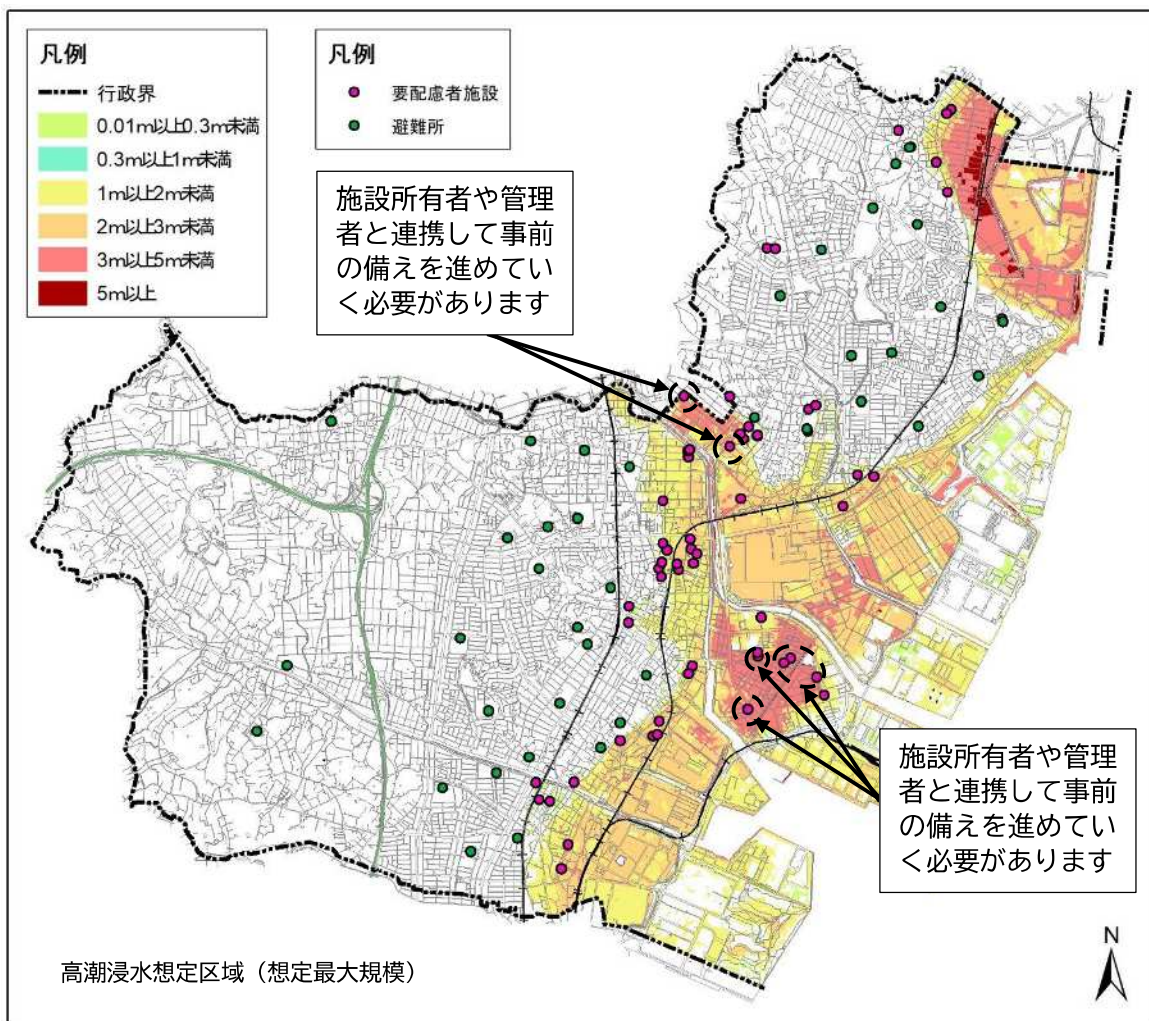


※ 避難所のうち、洪水浸水想定区域内にある半田小学校、板山公民館、青山記念武道館、住吉公民館は洪水災害時には使用しない。洪水災害時には、避難所の開設状況を市ホームページなどで確認の上、他の避難所へ避難が必要

④高潮災害

高潮浸水想定区域内には避難所はありません。なお、本市では、高潮発生時における緊急避難場所を予め指定し、市民が避難する場所を確保しています。

要配慮者施設が59施設存在しています。このうち、浸水深3.0m以上の区域には要配慮者施設が8施設存在しています。これらの施設では半田市地域防災計画に基づき、避難確保計画の作成、避難訓練の実施等について、施設所有者や管理者と連携して事前の備えを進めていく必要があります。



※ 避難所のうち、高潮浸水想定区域内にある半田小学校、さくら小学校、住吉公民館、瑞穂記念館は高潮災害時には使用しない。乙川小学校、半田中学校、成岩小学校は一部が浸水想定区域に入っている。高潮災害時には、避難所の開設状況を市ホームページなどで確認の上、他の避難所へ避難が必要

(4) 災害リスクの分析 (B 垂直避難などの対応)

災害が発生した際に建物の垂直避難などの対応について分析を行います。

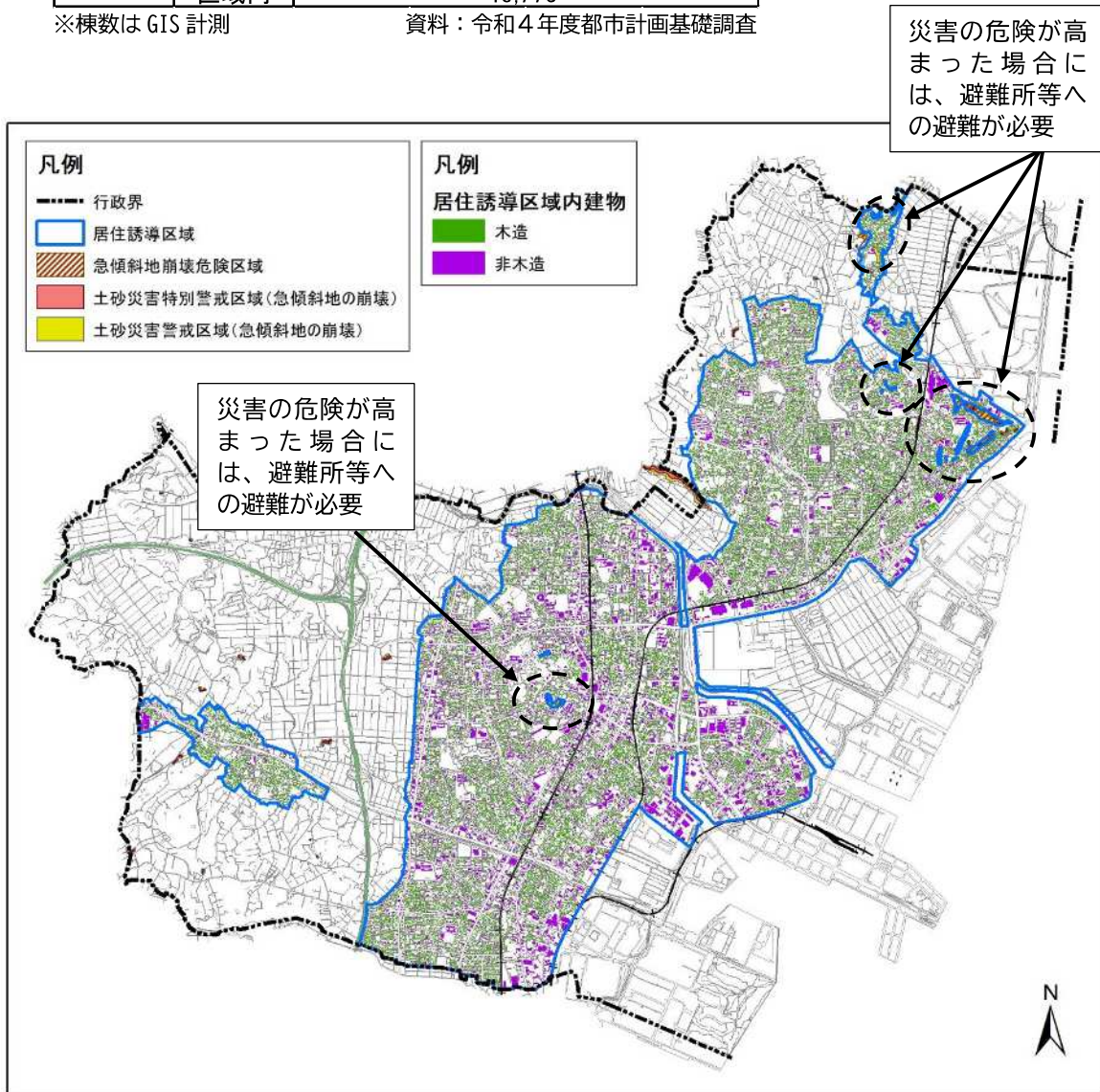
① 土砂災害

土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域は居住誘導区域内からは除外していますが、これらの区域にかかる建物は存在しています。また、土砂災害警戒区域にかかる建物も存在しています。木造建築物は土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域に 120 棟、土砂災害警戒区域に 244 棟あることから、災害の危険が高まった場合には避難所等への避難が必要です。

居住誘導区域		土砂災害特別警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域		土砂災害警戒区域	
建物棟数	木造	120	0.3%	244	0.5%
	非木造	29	0.1%	52	0.1%
	区域内	46,775			

※棟数は GIS 計測

資料：令和4年度都市計画基礎調査



②津波災害

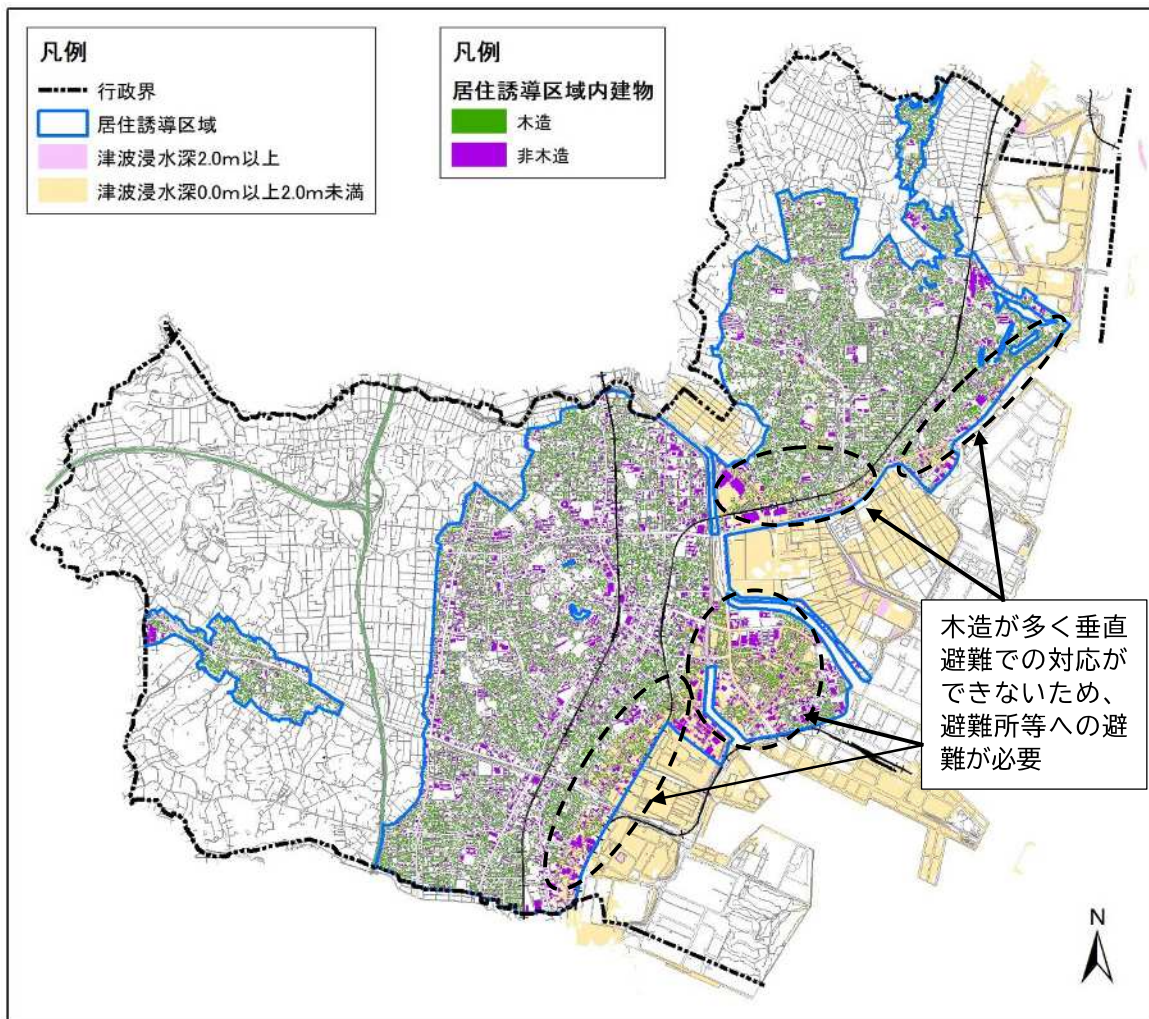
津波浸水想定区域は、居住誘導区域内に存在しています。浸水深 2.0m以上の区域は、阿久比川や十ヶ川沿いなどの一部にみられます。木造建築物 1 棟がこの区域に存在しており、建築物の全壊により垂直避難での対応ができない可能性があります。

浸水深 2.0m未満の区域には、木造建築物が 2,895 棟ありますが、これらの建築物でも垂直避難での対応ができないため、避難所等への避難が必要です。

居住誘導区域		津波浸水想定区域			
		0.0m以上 2.0m未満		2.0m以上	
建物棟数	木造	2,895	6.2%	1	0.0%
	非木造	1,578	3.4%	6	0.0%
	区域内	46,775			

※棟数は GIS 計測

資料：令和4年度都市計画基礎調査



③洪水災害

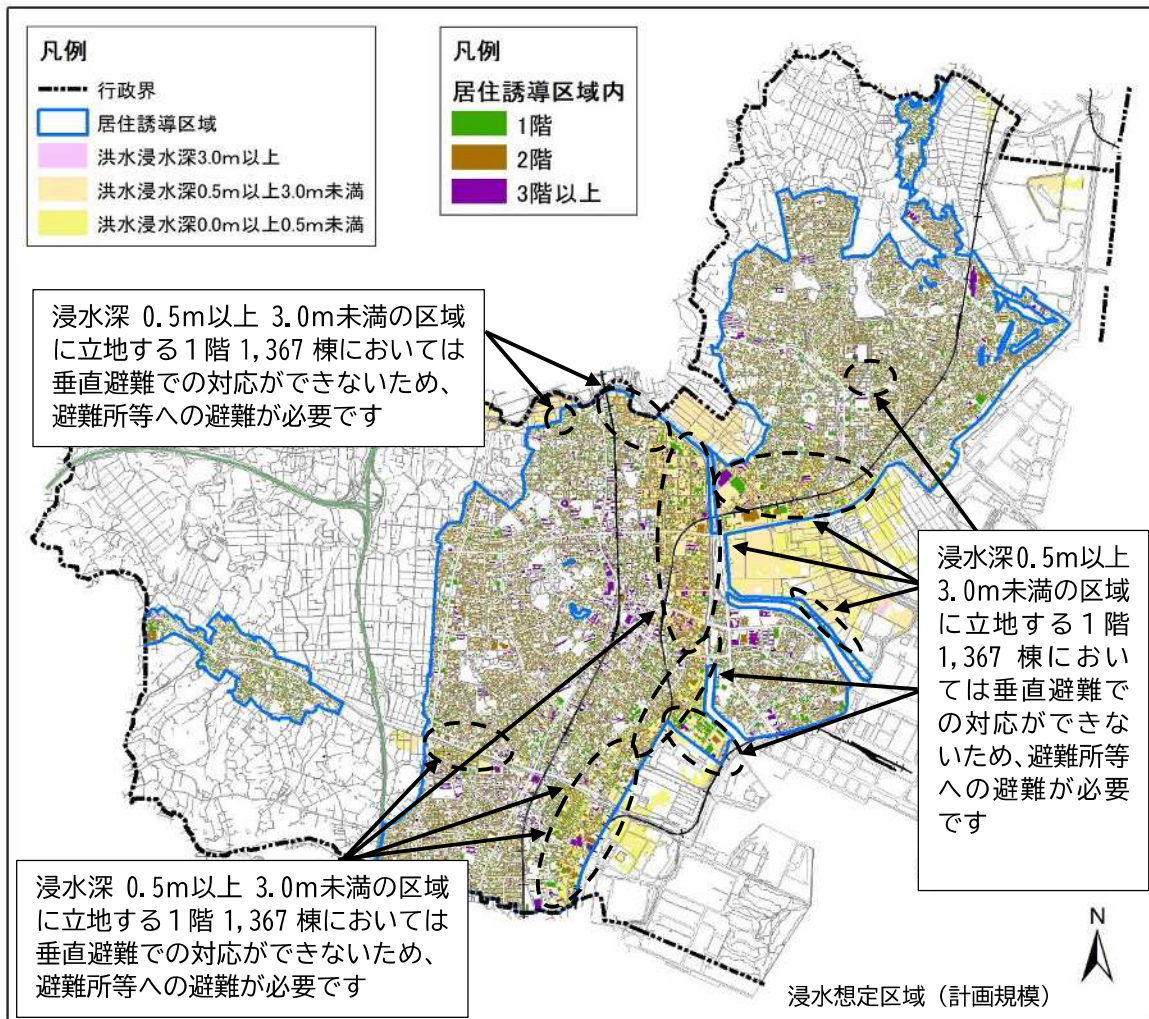
【洪水浸水想定区域（計画規模）】

洪水浸水想定区域（計画規模）は、居住誘導区域内に存在しています。浸水深0.5m以上3.0m未満の区域には、1階の建築物が1,367棟あります。これらの建築物では垂直避難での対応ができないため、避難所等への避難が必要です。

居住誘導区域		洪水浸水想定区域(計画規模)					
		0.0m以上 0.5m未満		0.5m以上 3.0m未満		3.0m以上	
建物棟数	1階	517	1.1%	1,367	2.9%	0	0.0%
	2階	874	1.9%	2,247	4.8%	0	0.0%
	3階以上	85	0.2%	220	0.5%	0	0.0%
	区域内	46,775					

※棟数はGIS計測

資料：令和4年度都市計画基礎調査



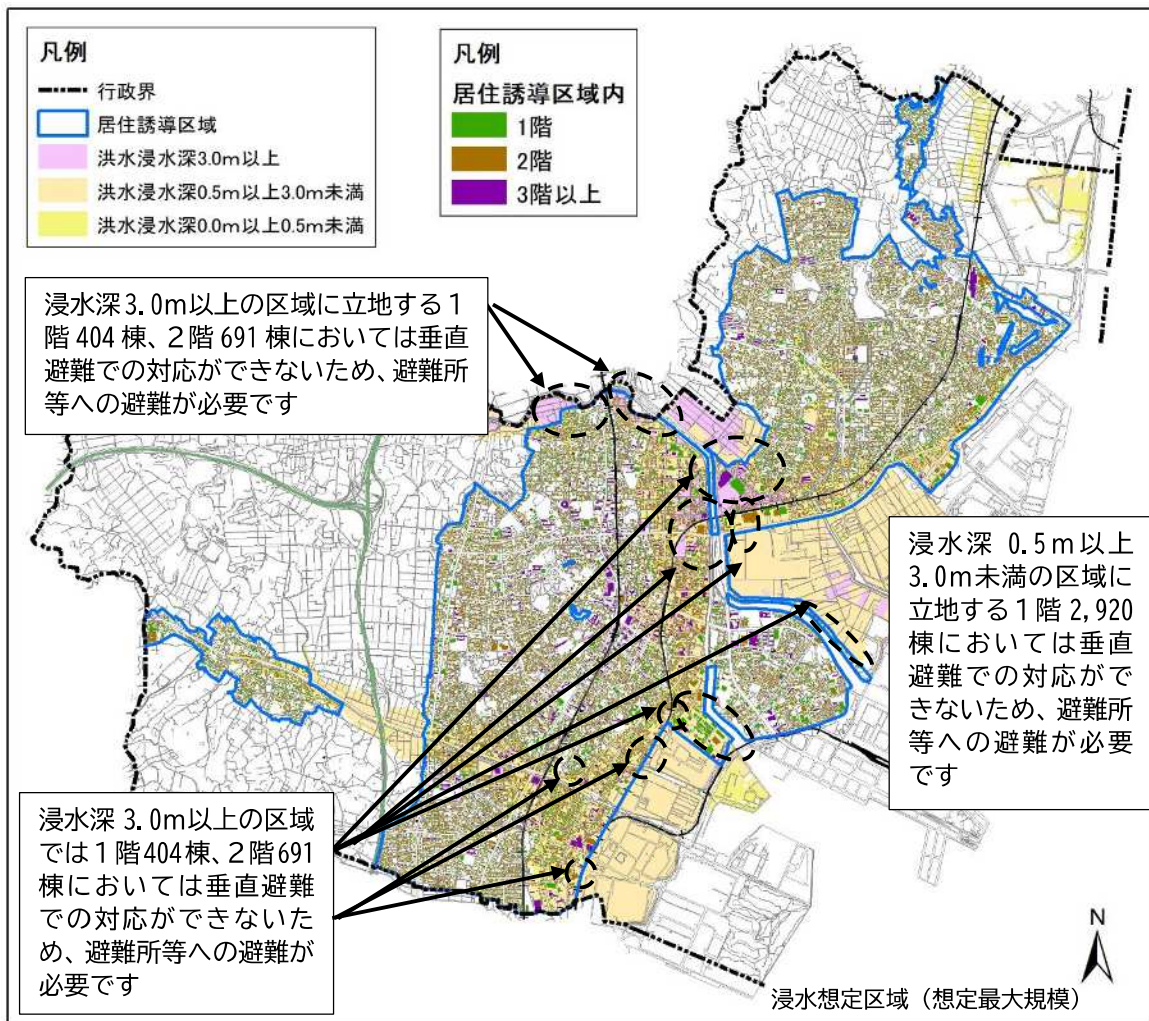
【洪水浸水想定区域（想定最大規模）】

洪水浸水想定区域（想定最大規模）は、居住誘導区域内に存在しています。浸水深3.0m以上の区域は、阿久比川沿いなどの一部にみられますが、この区域には1階が404棟、2階が691棟あります。また、浸水深0.5m以上3.0m未満の区域には、1階の建築物が2,920棟あります。これらの建築物では垂直避難での対応ができないため、避難所等への避難が必要です。

居住誘導区域		洪水浸水想定区域(想定最大規模)					
		0.0m以上 0.5m未満		0.5m以上 3.0m未満		3.0m以上	
建物棟数	1階	366	0.8%	2,920	6.2%	404	0.9%
	2階	661	1.4%	4,504	9.6%	691	1.5%
	3階以上	49	0.1%	476	1.0%	47	0.1%
	区域内	46,775					

※棟数はGIS計測

資料：令和4年度都市計画基礎調査



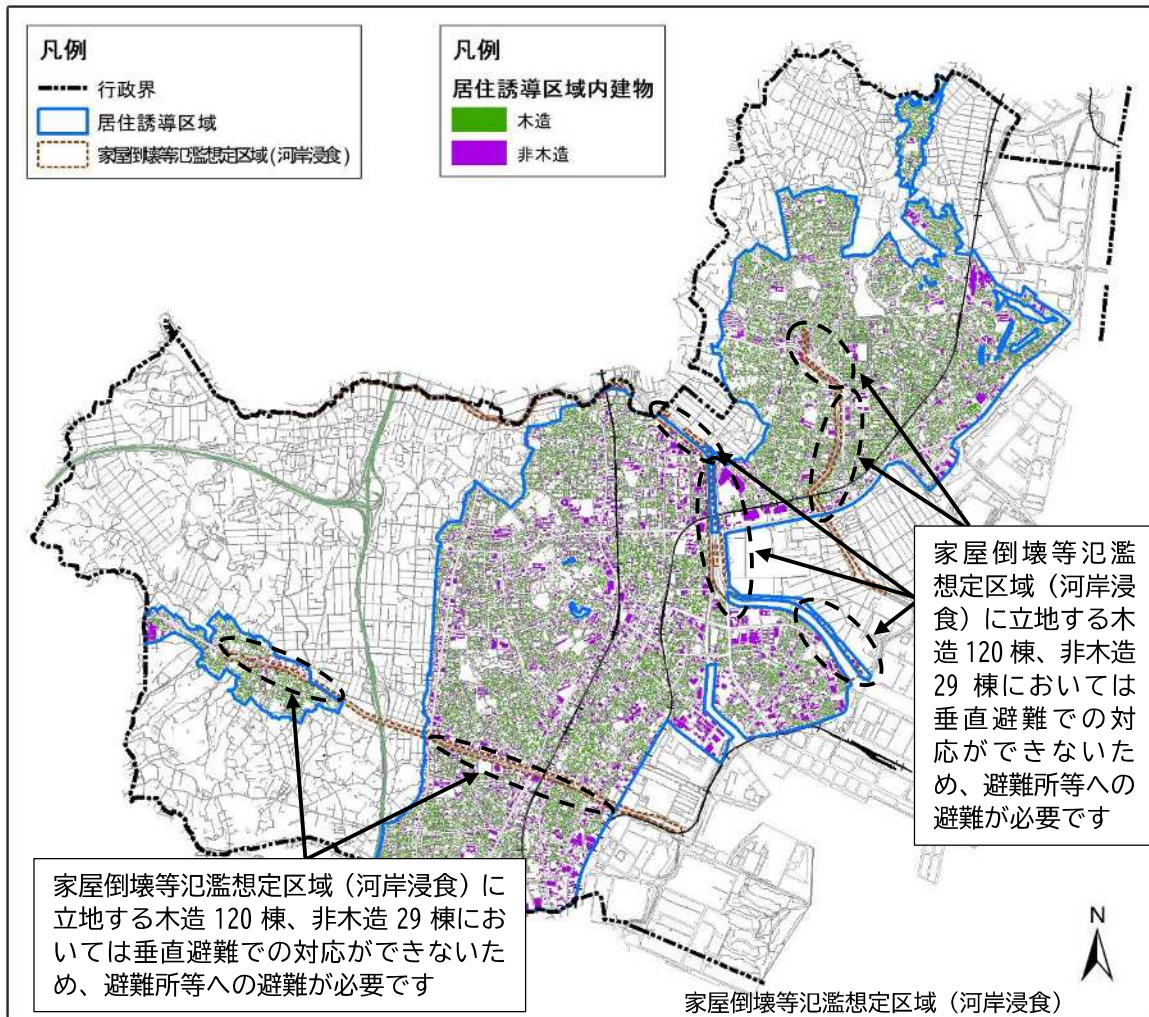
【家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）】

家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）は、居住誘導区域内に存在しています。この区域には、木造建築物が120棟、非木造建築物が29棟あります。これらの建築物では垂直避難での対応ができないため、避難所等への避難が必要です。

居住誘導区域		家屋倒壊等氾濫想定区域 （河岸浸食）	
建物棟数	木造	120	0.3%
	非木造	29	0.1%
	区域内	46,775	

※棟数はGIS計測

資料：令和4年度都市計画基礎調査



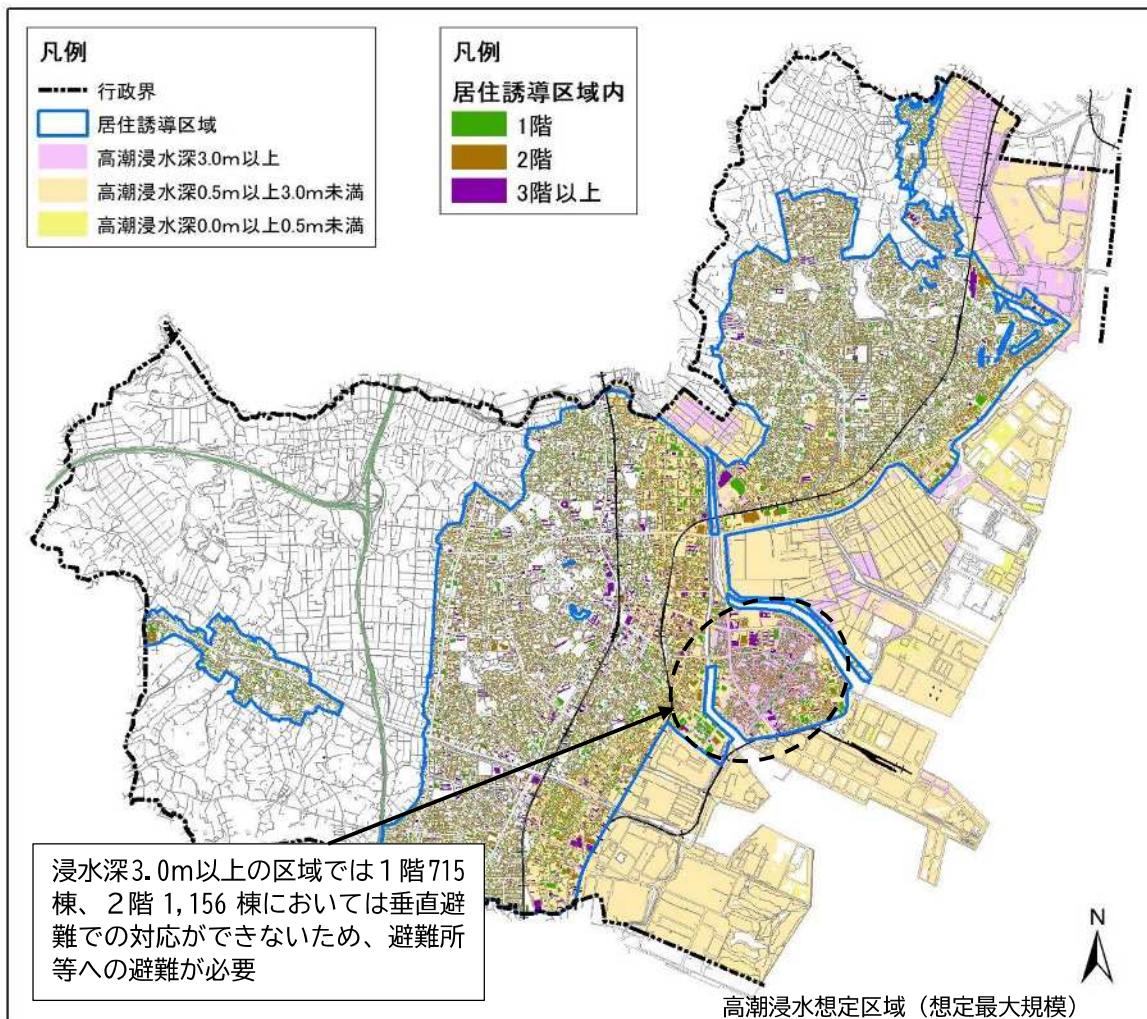
④高潮災害

高潮浸水想定区域は、居住誘導区域内に存在しています。浸水深 3.0m以上の区域は、瑞穂町、新栄町、源平町、東雲町などにみられます。この区域には1階が 715 棟、2階が 1,156 棟あります。また、浸水深 0.5m以上 3.0m未満の区域には、1階の建築物が 3,341 棟あります。これらの建築物では垂直避難での対応ができないため、避難所等への避難が必要です。

居住誘導区域		高潮浸水想定区域					
		0.0m以上 0.5m未満		0.5m以上 3.0m未満		3.0m以上	
建物棟数	1階	120	0.3%	3,341	7.1%	715	1.5%
	2階	215	0.5%	5,305	11.3%	1,156	2.5%
	3階以上	29	0.1%	482	1.0%	71	0.2%
	区域内	46,775					

※棟数はGIS計測

資料：令和4年度都市計画基礎調査



(5)災害リスクの分析 (C 生活支援施設の立地)

災害が発生後に、医療や福祉など市民生活を支える生活支援施設の立地について分析を行います。

①土砂災害

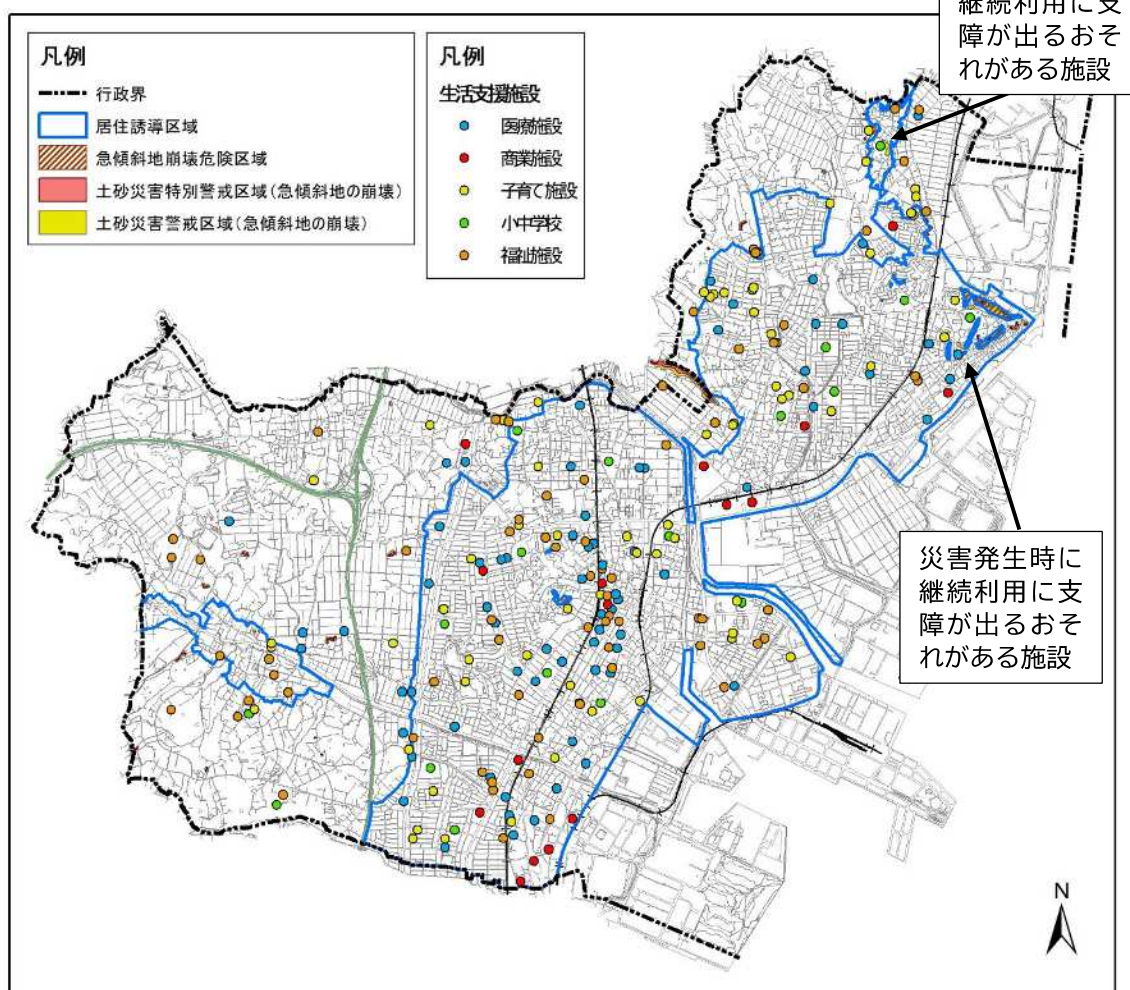
土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域は居住誘導区域内からは除外していますので、これらの区域にかかる生活支援施設は存在しません。

土砂災害警戒区域にかかる生活支援施設は居住誘導区域内に2施設立地しており、これらの施設では、土砂災害発生時に施設の継続利用に支障が出るおそれがあります。

居住誘導区域		土砂災害特別警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域		土砂災害警戒区域	
生活支援施設	医療施設	0	0.0%	1	0.5%
	商業施設	0	0.0%	0	0.0%
	子育て施設	0	0.0%	0	0.0%
	小中学校	0	0.0%	1	0.5%
	福祉施設	0	0.0%	0	0.0%
区域内		213			

※棟数はGIS計測

資料：令和4年度都市計画基礎調査



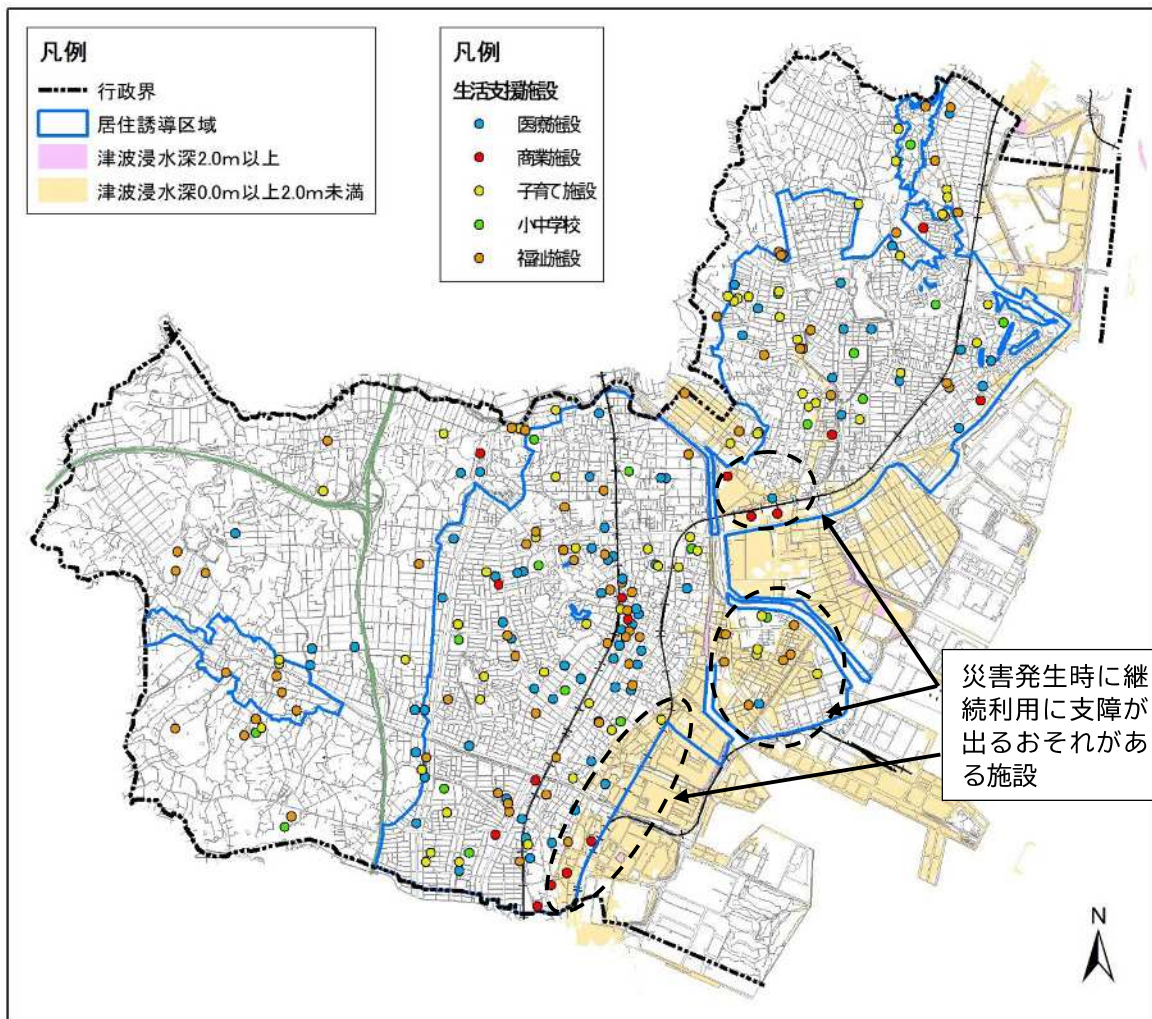
②津波災害

津波浸水想定区域は、居住誘導区域内に存在しています。浸水深 2.0m以上の区域には、生活支援施設は存在しませんが、浸水深 2.0m未満の区域には、生活支援施設が 20 施設立地しており、これらの施設は施設の継続利用に支障が出るおそれがあります。

居住誘導区域		津波浸水想定区域			
		0.0m以上 2.0m未満		2.0m以上	
生活支援 施設	医療施設	3	1.4%	0	0.0%
	商業施設	5	2.3%	0	0.0%
	子育て施設	3	1.4%	0	0.0%
	小中学校	0	0.0%	0	0.0%
	福祉施設	9	4.2%	0	0.0%
	区域内	213			

※棟数は GIS 計測

資料：令和4年度都市計画基礎調査



③洪水災害

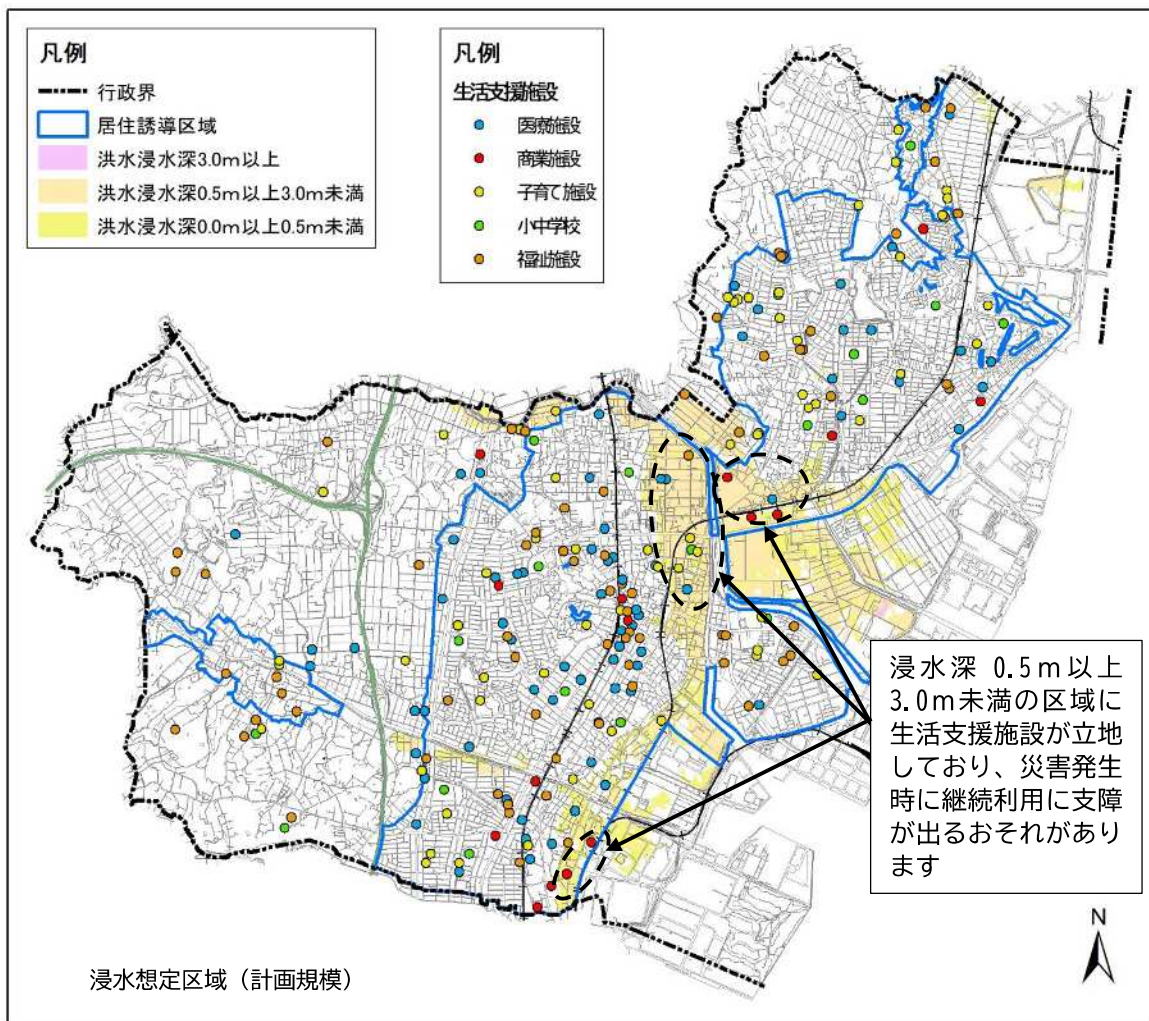
【洪水浸水想定区域（計画規模）】

洪水浸水想定区域（計画規模）は、居住誘導区域内に存在しています。浸水深0.5m以上3.0m未満の区域には、生活支援施設が16施設立地しています。これらの施設では床上浸水が想定されることから、施設の継続利用に支障が出るおそれがあります。

居住誘導区域		洪水浸水想定区域(計画規模)					
		0.0m以上 0.5m未満		0.5m以上 3.0m未満		3.0m以上	
生活支援 施設	医療施設	3	1.4%	4	1.9%	0	0.0%
	商業施設	0	0.0%	5	2.3%	0	0.0%
	子育て施設	1	0.5%	3	1.4%	0	0.0%
	小中学校	0	0.0%	1	0.5%	0	0.0%
	福祉施設	0	0.0%	3	1.4%	0	0.0%
区域内		213					

※棟数はGIS計測

資料：令和4年度都市計画基礎調査



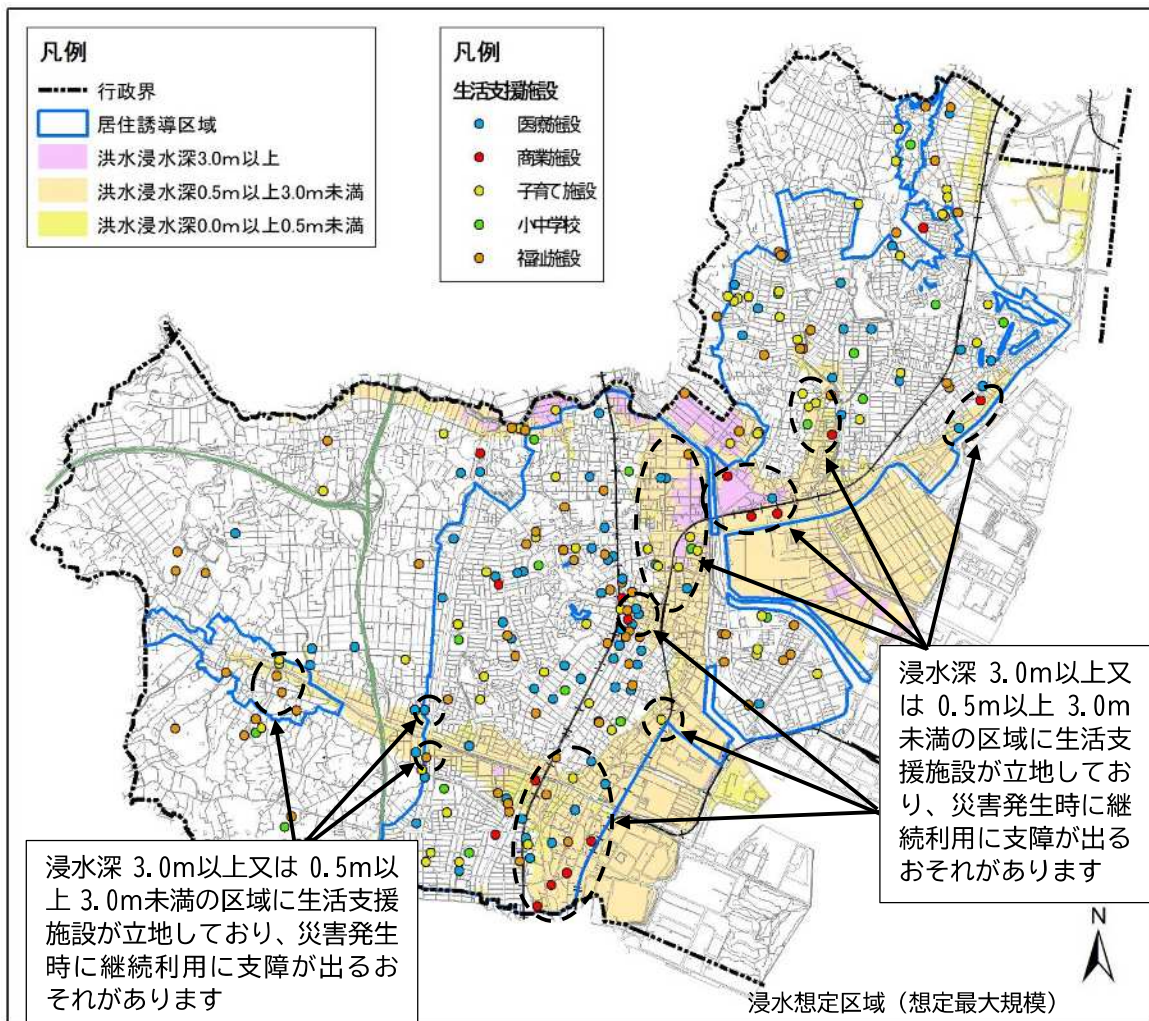
【洪水浸水想定区域（想定最大規模）】

洪水浸水想定区域（想定最大規模）は、居住誘導区域内に存在しています。浸水深3.0m以上の区域には、生活支援施設が5施設立地しています。また、浸水深0.5m以上3.0m未満の区域には、生活支援施設が44施設立地しています。これらの施設では床上浸水が想定されることから、施設の継続利用に支障が出るおそれがあります。

居住誘導区域		洪水浸水想定区域(想定最大規模)					
		0.0m以上 0.5m未満		0.5m以上 3.0m未満		3.0m以上	
生活支援 施設	医療施設	4	1.9%	14	6.6%	2	0.9%
	商業施設	0	0.0%	9	4.2%	1	0.5%
	子育て施設	2	0.9%	8	3.8%	2	0.9%
	小中学校	0	0.0%	2	0.9%	0	0.0%
	福祉施設	4	1.9%	11	5.2%	0	0.0%
区域内		213					

※棟数はGIS計測

資料：令和4年度都市計画基礎調査



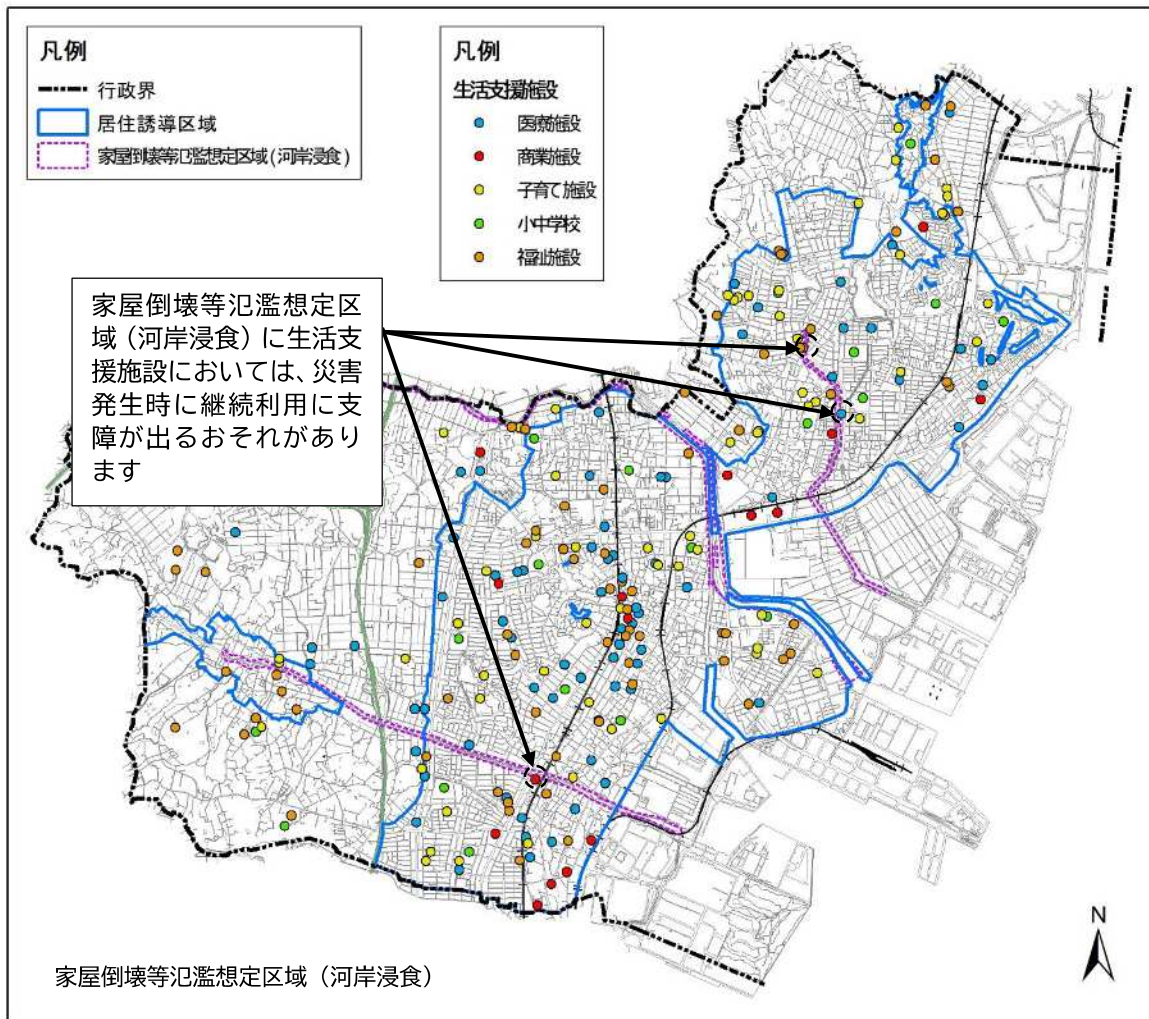
【家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）】

家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）は、居住誘導区域内に存在しています。この区域には、生活支援施設が3施設立地しています。これらの施設では建物の倒壊や流出の可能性あることから、施設の継続利用に支障が出るおそれがあります。

居住誘導区域		家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸浸食)	
生活支援 施設	医療施設	1	0.5%
	商業施設	1	0.5%
	子育て施設	0	0.0%
	小中学校	0	0.0%
	福祉施設	1	0.5%
区域内		213	

※棟数はGIS計測

資料：令和4年度都市計画基礎調査



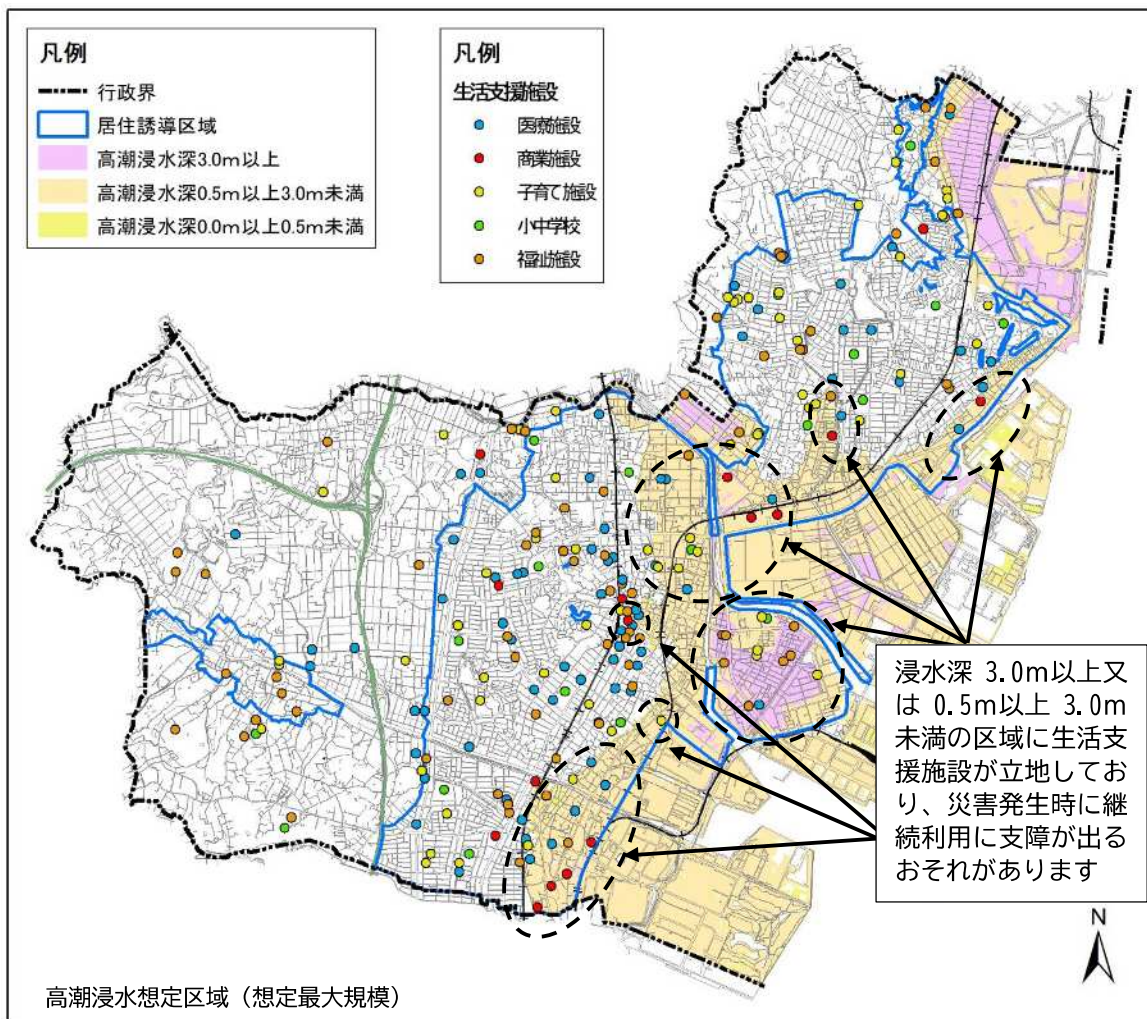
④高潮災害

高潮浸水想定区域は、居住誘導区域内に存在しています。浸水深 3.0m以上の区域には、生活支援施設が 14 施設立地しています。また、浸水深 0.5m以上 3.0m未満の区域には、生活支援施設が 42 施設立地しています。これらの施設では床上浸水が想定されることから、施設の継続利用に支障が出るおそれがあります。

居住誘導区域		高潮浸水想定区域					
		0.0m以上 0.5m未満		0.5m以上 3.0m未満		3.0m以上	
生活支援 施設	医療施設	1	0.5%	13	6.1%	1	0.5%
	商業施設	0	0.0%	9	4.2%	2	0.9%
	子育て施設	0	0.0%	11	5.2%	2	0.9%
	小中学校	0	0.0%	3	1.4%	0	0.0%
	福祉施設	0	0.0%	6	2.8%	9	4.2%
区域内		213					

※棟数は GIS 計測

資料：令和 4 年度都市計画基礎調査



(6) 災害リスクの分析結果と課題整理

前項までで示した災害リスクの分析結果から、災害発生時の避難への影響、災害後の市民生活への影響について整理します。

A 避難所・要配慮者施設の立地

1) 災害リスクの高いエリア

避難所・要配慮者施設は以下の災害リスクの高いエリアにあるため、リスクの低減が必要です。

・土砂災害特別警戒区域又は急傾斜地崩壊危険区域に避難所は存在しませんが要配慮者施設が1施設立地しています	⇒	リスクの低減が必要
・津波浸水深 2.0m以上の区域に避難所・要配慮者施設は存在しません	⇒	分析対象避難所・要配慮者施設無し
・洪水浸水想定区域（計画規模）浸水深 3.0m以上の区域に避難所・要配慮者施設は存在しません	⇒	分析対象避難所・要配慮者施設無し
・洪水浸水想定区域（想定最大規模）浸水深 3.0m以上の区域に避難所は存在しません、要配慮者施設が6施設立地しています	⇒	リスクの低減が必要
・家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）に避難所は存在しません、要配慮者施設が2施設立地しています	⇒	リスクの低減が必要
・高潮浸水深 3.0m以上の区域に避難所は存在しません、要配慮者施設は8施設立地しています	⇒	リスクの低減が必要

2) その他の災害リスクエリア

避難所・要配慮者施設は以下の災害リスクエリアにあるため、リスクの低減が必要です。

・土砂災害警戒区域に避難所は存在しませんが要配慮者施設が1 施設立地しています	⇒	リスクの低減が必要
・津波浸水深 0.0m以上 2.0m未満の区域に避難所は存在しません、要配慮者施設は 19 施設立地しています	⇒	
・洪水浸水想定区域（計画規模）浸水深 0.5m以上 3.0m未満の区域に避難所は存在しません、要配慮者施設が 18 施設立地しています	⇒	
・洪水浸水想定区域（想定最大規模）浸水深 0.5m以上 3.0m未満の区域に避難所は存在しません、要配慮者施設が 36 施設立地しています	⇒	
・高潮浸水深 0.5m以上 3.0m未満の区域に避難所は存在しません、要配慮者施設は 59 施設立地しています	⇒	

B 垂直避難などの対応

1) 災害リスクの高いエリア

以下の災害リスクの高いエリアにある建物は、避難所等への避難が必要です。

・土砂災害特別警戒区域又は急傾斜地崩壊危険区域に木造建築物 120 棟立地しています	⇒	避難所等への避難が必要
・津波浸水深 2.0m以上の区域に木造建築物が 1 棟立地しています	⇒	
・洪水浸水想定区域（計画規模）浸水深 3.0m以上の区域は存在しません	⇒	分析対象区域無し
・洪水浸水想定区域（想定最大規模）浸水深 3.0m以上の区域に 2階以下の建築物が 1,095 棟立地しています	⇒	避難所等への避難が必要
・家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）に木造 120 棟、非木造 29 棟が立地しています	⇒	
・高潮浸水深 3.0m以上の区域に 2階以下の建築物が 1,871 棟立地しています	⇒	

2) その他の災害リスクエリア

以下の災害リスクエリアにある建物は、避難所等への避難が必要です。

・土砂災害警戒区域に木造建築物が 244 棟立地しています	⇒	避難所等への避難が必要
・津波浸水深 0.0m以上 2.0m未満の区域に木造建築物が 2,895 棟立地しています	⇒	
・洪水浸水想定区域（計画規模）浸水深 0.5m以上 3.0m未満の区域に 1階の建築物が 1,367 棟立地しています	⇒	
・洪水浸水想定区域（想定最大規模）浸水深 0.5m以上 3.0m未満の区域に 1階の建築物が 2,920 棟立地しています	⇒	
・高潮浸水深 0.5m以上 3.0m未満の区域に 1階の建築物が 3,341 棟立地しています	⇒	

C 生活支援施設の立地

1) 災害リスクの高いエリア

以下の災害リスクの高いエリアにある生活支援施設は、施設の継続利用に支障が出るおそれがあります。

・土砂災害特別警戒区域又は急傾斜地崩壊危険区域に生活支援施設は存在しません	⇒	分析対象施設無し
・津波浸水深 2.0m以上の区域に生活支援施設は存在しません	⇒	
・洪水浸水想定区域（計画規模）浸水深 3.0m以上の区域に生活支援施設は立地していません	⇒	
・洪水浸水想定区域（想定最大規模）浸水深 3.0m以上の区域に生活支援施設が5施設立地しています	⇒	施設の継続利用に支障が出るおそれ有り
・家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）に生活支援施設が3施設立地しています	⇒	
・高潮浸水深 3.0m以上の区域に生活支援施設が14施設立地しています	⇒	

2) その他の災害リスクエリア

以下の災害リスクエリアにある生活支援施設は、施設の継続利用に支障が出るおそれがあります。

・土砂災害警戒区域に生活支援施設が2棟立地しています	⇒	施設の継続利用に支障が出るおそれ有り
・津波浸水深 0.0m以上 2.0m未満の区域に生活支援施設が20施設立地しています	⇒	
・洪水浸水想定区域（計画規模）浸水深 0.5m以上 3.0m未満の区域に生活支援施設が16施設立地しています	⇒	
・洪水浸水想定区域（想定最大規模）浸水深 0.5m以上 3.0m未満の区域に生活支援施設が44施設立地しています	⇒	
・高潮浸水深 0.5m以上 3.0m未満の区域に生活支援施設が42施設立地しています	⇒	

7-3 防災に関する方針・施策

(1) 防災に関する基本方針

防災に関する基本方針については、第7次半田市総合計画を踏襲し、施策大綱の一つである「安心・安全で快適な生活 質の高い暮らしを育むまち」を防災の将来像とします。

また、災害に強いまちづくりとコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを併せて推進するため、以下を基本的な考え方とします。

- 災害リスクの高いエリアのうち、「土砂災害特別警戒区域」「急傾斜地崩壊危険区域」については、より安全な地域への居住の誘導を促進します
- 居住誘導区域に残存する一部の災害リスクの高いエリアに対しては、計画的かつ着実に必要な防災・減災対策に取り組みます
- 居住誘導区域外についても、災害リスクに対する各種取り組みにより、安心・安全に暮らせるまちづくりを進めます

(2) 取組方針

取組方針は、本市の都市構造や人口、土地利用の状況、施設の立地状況などを踏まえ、まちづくり全体のバランスを考慮し、本市における災害リスクの課題に対して「災害リスクの回避」と「災害リスクの低減（ハード・ソフト）」の3つの方針とします。

なお、ため池浸水想定区域、大規模盛土造成地においてはため池の決壊や大規模盛土造成地の滑動崩落により甚大な被害をもたらす可能性があることから、ハザード情報の精度を高め、災害リスクの分析と防災・減災対策に取り組むこととします。

また、液状化については、ハザードマップ等を通じて危険度の周知に取り組むこととします。

(3) 防災施策

上記の3つの取組方針については、以下の防災施策を総合的に組み合わせながら、防災の将来像の実現を目指します。

① 災害リスクの回避

災害リスクの分析を踏まえ、災害リスクの高い地域を含まないよう居住誘導区域をおおむね5年ごとに見直します。

② 災害リスクの低減（ハード）

水害対策としての河川改修や堤防の維持修繕など、国、県、市が役割分担・連携して災害リスクの低減に取り組んでいきます。

③ 災害リスクの低減（ソフト）

避難体制の強化、リアルタイムでの情報提供、災害に備えた事前準備など、地域防災力の強化や、地域住民・企業などの防災意識の向上などにより、災害リスクの低減に取り組んでいきます。

■防災施策一覧

取組方針	対象災害	防災施策	主体	工期	
				短期 (5年以内)	中長期 (10~20年程度)
① 災害リスクの回避	災害全般	【1】 立地適正化計画に基づく居住誘導	市	今回見直し	おおよそ5年ごと
		【2】 土地利用規制等の対策	市		
② 災害リスクの低減（ハード）	土砂	【3】 区域指定の推進	県		
		【4】 土砂災害防止施設の整備促進	県		
	水害	【5】 河川改修	県		
		【6】 雨水施設の整備	市		
		【7】 高潮対策	県		
	津波・水害	【8】 海岸保全施設等の整備	県		
	災害全般	【9】 緊急輸送道路の防災機能の充実	市		
		【10】 避難所等の機能強化	市		
③ 災害リスクの低減（ソフト）	災害全般	【11】 民間事業者との連携	市		
		【12】 防災活動の推進	市		
		【13】 ハザードマップの作成（更新）・周知	市		
		【14】 警戒避難体制の整備	市		
		【15】 被害の軽減の対策	市・県		
		【16】 気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備	市		

※  : 期間中に実施  : 随時実施（更新）

※県が主体となる施策については、市から施策の促進を行います。

■防災施策の詳細な取組内容（災害リスクの回避）

詳細な取組内容
<p>【1】立地適正化計画に基づく居住誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おおむね5年毎に継続的な誘導区域の見直しを行い、適切な居住誘導を行っていきます。
<p>【2】土地利用規制等の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家屋倒壊等氾濫想定区域、洪水3.0m以上、高潮3.0m以上の「浸水リスクが高い地域」では、必要に応じて中長期的視点からの土地利用規制等により、地域住民の合意形成の熟度に応じた対策を検討します。

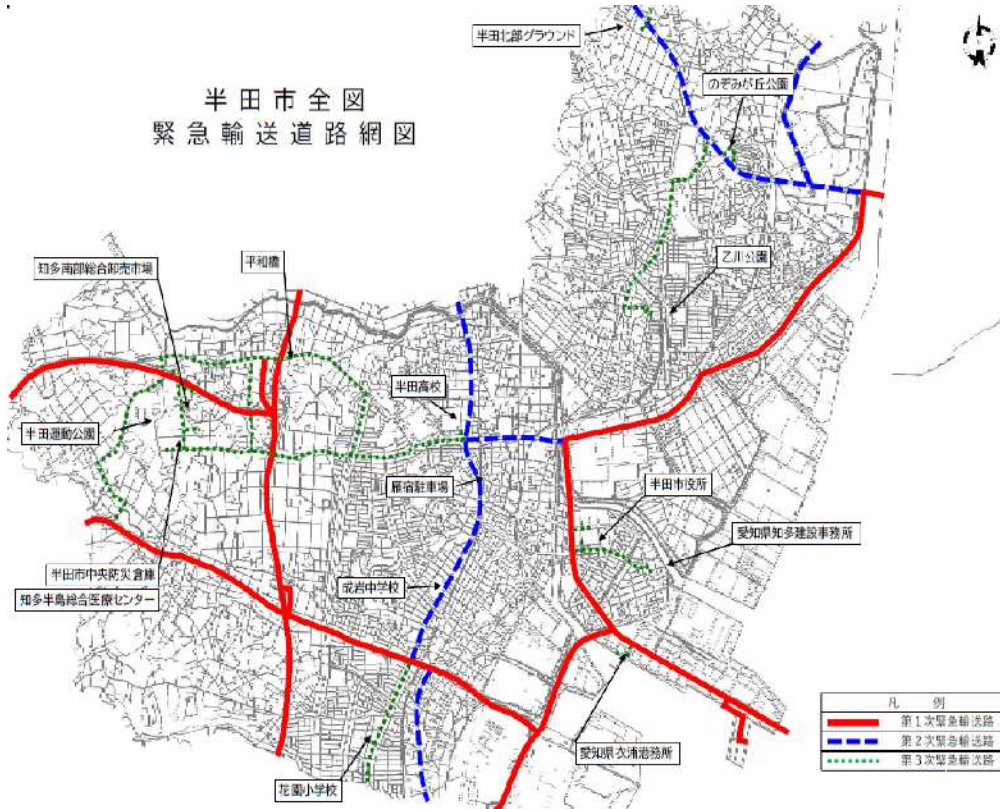
■防災施策の詳細な取組内容（災害リスクの低減（ハード））

詳細な取組内容
<p>【3】区域指定の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害防止のため、災害の恐れのある箇所の区域指定を推進します。
<p>【4】土砂災害防止施設の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域的に同時多発する土砂災害に対しては、人的被害を防止するため土砂災害防止施設の整備を着実に推進します。
<p>【5】河川改修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が管理する二級河川については、河道整備、河口部の堤防、水門等の改築を促進します。また、地盤沈下による治水機能の低下に対応した排水機場設置などにより低地河川としての整備も併せて促進します。 ・県が管理する稗田川においては、伐木、維持浚渫を促進します。 ・県が管理する阿久比川においては、築堤・護岸整備、河床掘削、耐震対策、橋梁改築、伐木、維持浚渫を促進します。 ・県が管理する十ヶ川においては、高潮対策、遊水地整備を促進します。 ・県が管理する神戸川においては、築堤・護岸整備、河床掘削、橋梁改築、樋門改築を促進します。
<p>【6】雨水施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水被害を軽減するため、下水道施設、水路、調整池など、既存の排水施設能力を最大限に発揮できるよう計画的な雨水整備を推進します。 ・排水ポンプ場の浸水による機能停止を防ぐため、施設の機能強化を推進します。 ・雨水流出規制のため、透水性舗装や浸透ます等の設置を促進します。 ・地震時における雨水施設の機能確保のため、重要な幹線及び排水ポンプ場の耐震化を推進します。
<p>【7】高潮対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高潮による被害を防止するため、海岸堤防、防潮樋門等の既存施設の補強改修等を促進します。
<p>【8】海岸保全施設等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸堤防、防潮堤等の機能強化（耐力度、嵩上げ等）など、海岸保全施設の整備を促進します。 ・津波が堤防を越えた場合にも堤体が流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を促進します。

詳細な取組内容

【9】緊急輸送道路の防災機能の充実

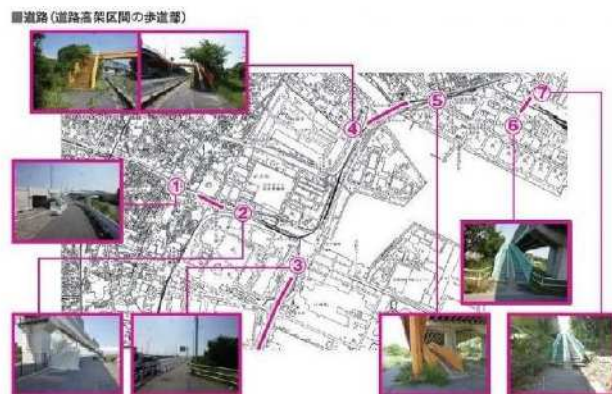
- ・大規模災害時の道路の寸断等を防止するため、緊急輸送道路の防災機能の充実を図ります。



■緊急輸送道路網図

【10】避難所等の機能強化

- ・避難所や応急避難場所等の防災機能の強化に努めます。
- ・沿岸部の緊急避難場所となる道路（道路高架区間の歩道部）は、適切な維持管理により機能の維持・確保を図ります。



■津波・高潮発生時の緊急避難場所：沿岸部の道路（道路高架区間の歩道部）

■防災施策の詳細な取組内容（災害リスクの低減（ソフト））

詳細な取組内容

【11】民間事業者との連携

・災害時の物資支援や津波・高潮時の緊急的・一時的な避難場所の提供等について民間事業者との連携を図ります。

■津波・高潮発生時における緊急避難場所（協定を結んでいる建物）

名称	所在地	構造等	使用場所
愛知県漁連海苔流通センター	半田市十一号地 18-16	RC3 階建	3 階テラス
イオン半田店	半田市有楽町八丁目 7 番地	SC2 階建	屋上駐車場
カインズホーム半田店	半田市浜田町三丁目 10 番地 1	RC2 階建	屋上駐車場
サウナ&ホテルみどり館	半田市瑞穂町六丁目 7 番地 12	S8 階建	4~6 階 通路部分、屋上
サンポートホテル半田	半田市瑞穂町九丁目 3 番地 1	RC7 階建	3~5 階 通路部分、3 階~屋上非常階段部分、屋上
JUS 半田付属立体駐車場	半田市新川町 22 番地 1	S4 階建	3 階、屋上駐車場
シャトー半田	半田市中午町 3 番地 3	RC11 階建	3~11 階 共用通路階段部分
ナビウッディ半田マンションⅠ番館	半田市相賀町 1 番地 100	RC8 階建	3~8 階 共用通路階段部分
ナビウッディ半田マンションⅢ番館	半田市相賀町 1 番地 104	RC8 階建	3~8 階 共用通路階段部分
半田コロナワールド立体駐車場	半田市旭町三丁目 36 番地 5	S5 階建	3~5 階、屋上駐車場
ブラエルメゾン青山付属立体駐車場	半田市有楽町二丁目 221 番地	S4 階建	3 階、屋上駐車場
ライオンズ半田ブライトマークス 立体駐車場	半田市南本町 1 丁目 6 番地 1	S3 階建	3 階、屋上駐車場
ラウンドワン半田店付属立体駐車場	半田市瑞穂町六丁目 7 番地 8	S4 階建	3~4 階、屋上駐車場
レインボー第 3 半田	半田市瑞穂町四丁目 7 番地 6	RC8 階建	3~8 階 共用通路階段部分

【12】防災活動の推進

・地元住民や事業者により実施される防災訓練等の防災活動を推進します。

【13】ハザードマップの作成（更新）・周知

・速やかな避難を促すため、ハザードマップを作成（更新）し、市民への周知を図ります。



■土砂災害ハザードマップ（亀崎地区 平成 28 年度更新）

詳細な取組内容

【14】警戒避難体制の整備

- ・土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な発令基準を設定します。
- ・高齢や障がいにより、自力で避難することが難しい方の名簿（避難行動要支援者名簿）や個別避難計画を作成し、平常時から地域の関係機関と情報を共有することで、避難支援や安否確認など、地域で支えあう体制づくりを推進します。
- ・災害リスクのある要配慮者施設では各種災害に備え、避難マニュアルを作成し、適切に避難できる体制整備を推進します。また、避難訓練の実施支援等その体制づくりを支援します。
- ・避難指示等の防災情報について、住民が、適時、適切な避難行動がとれるよう、迅速な発令判断ができる体制を整備します。

【15】被害の軽減の対策

- ・逃げ遅れのない避難を実施するため、マイタイムラインを活用した避難について啓発していきます。
- ・市及び県は、想定される津波等に対して、避難計画等を策定するとともに、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、津波警報等、避難情報を住民に周知します。



■地区別津波避難計画 ※7地区で作成（上図は半田小学校区の例）

【16】気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備

- ・災害情報共有システム（Lアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めます。

※特に、居住誘導区域に残存する災害リスクに対しては、計画的かつ着実に必要な防災・減災対策に取り組みます

※その他、大規模地震発生時の被害を最小化するため、半田市非木造住宅・建築物耐震改修等補助金、半田市民間木造住宅耐震改修費補助により、昭和56年5月31日以前に建築（着工）した住宅の耐震化を促進し、地域の安全性の向上を図ります。